

令和元年度 法務省調査研究請負

ペルー共和国における身分関係法制調査研究報告書

令和2年2月7日
WIP ジャパン株式会社

目次

第Ⅰ部 調査研究概要	1
第Ⅱ部 調査結果.....	2
第1章 ペルー共和国における法制度身分関係法の概要.....	2
(1) ペルー共和国の統治制度及び法制度の概要	2
ア. ペルー共和国の沿革と統治制度の概要	2
イ. 法制度概要.....	3
第2章 ペルー共和国における身分に係る各種法制度	4
(1) 身分関係法制及び証明書について.....	4
ア. 婚姻法制（婚姻証明書を含む。）について.....	4
【様式 No. 1】婚姻証明に関する様式：婚姻証明書 現物見本	9
イ. 離婚法制（裁判離婚・離婚証明書を含む。）について.....	11
【様式 No. 2】離婚証明にかかる様式：離婚（婚姻関係の解消）証明書 現物見本）14	
ウ. 実親子関係法制（親子関係証明書・出生証明書を含む。）について	17
【様式 No. 3】出生証明書書式.....	23
エ. 養子縁組法制について.....	25
オ. 未成年子に対する法定代理権に関する事項について.....	31
カ. 国籍法制（国籍証明書を含む。）について.....	35
【様式 No. 4】身分証明書（DNI） 現物見本.....	38
【様式 No. 5】DNI の内容が記載された証明書.....	40
キ. 身分登録法制（証明制度を含む）について.....	42
【様式 No. 6】電子 DNI（DNIe）（見本）	44
【様式 No. 7】死亡証明書（見本）	46
ク. 国際私法について.....	48
(2) 法令の有効性について.....	51
ア. ペルー憲法（1993 年 12 月 29 日公布、1993 年 12 月 31 日施行）	51
イ. ペルー民法（1984 年 7 月 24 日公布、1984 年 11 月 14 日施行）	51
ウ. ペルー民事訴訟法（1993 年 8 月 2 日委任立法令第 768 号）	51
エ. 身分証明及び民事上の身分に関する国家登録構成法（1995 年 7 月 12 日公布、第 26497 号）.....	52
オ. 身分証明及び民事上の身分に関する国家登録規則	52
カ. ペルー国籍法（1996 年 1 月 3 日公布 法律第 26574 号）	52
【参考資料】	53

第I部 調査研究概要

1 件名

ペルー共和国における身分関係法制調査研究報告書

2 目的

法務省で行う戸籍及び国籍の事務処理に必要なため、ペルー共和国（以下「ペルー」という。）において現に施行されている身分関係法令及び身分関係登録制度の運用等の実務的取扱いについて総合的に調査研究し、その結果を関係法令の翻訳及びその解釈並びに実務の運用の解説によって明らかにする。

3 調査期間

令和2年2月7日（金）まで

4 業務内容

ペルーにおいて現に施行されている身分関係法令の原文を参照の上、内容を詳細に把握してまとめるとともに、ペルーの身分関係法制に関する最新の資料及び文献を収集し、また、ペルーの政府当局者、学者等から現在の法制度に関する実情を聴取した上で、ペルーにおける実務の取扱いについて、具体的かつ緻密に研究成果を取りまとめた。

5 有識者監修

本調査の特性に鑑み、以下1名の有識者に意見聴取を行い、報告書の監修をいただいた。

氏名	所属・職位
川畑博昭	愛知県立大学日本文化学部歴史文化学科教授

注：敬称略、所属及び職位は意見聴取当時のもの

6 現地有識者への照会

文献調査の際、現地法情報検索システムは必ずしも最新情報を反映しないという現地事情及び専門的出典の参照ソース確認、解釈困難な要件の確認等に関して、以下の現地法律事務所弁護士を訪問し、確認を行った。

	氏名／弁護士登録番号
民事専門弁護士	LUIS MIGUEL ORIHUELA ARCELLES Registro del Colegio de Abogados 55854
民事専門弁護士	JORGE ALDO PORTOCARRERO CARHUAMACA Registro del Colegio de Abogados 38060

※ヒアリングを実施した日程

JORGE ALDO PORTOCARRERO CARHUAMACA 氏 2019年8月3日、2019年8月24日

LUIS MIGUEL ORIHUELA ARCELLES 氏 2019年9月11日、9月13日、12月2日、2020年1月29日

第Ⅱ部 調査結果

第1章 ペルー共和国における法制度身分関係法の概要

(1) ペルー共和国の統治制度及び法制度の概要

ア. ペルー共和国の沿革と統治制度の概要¹

ペルー共和国（以下「ペルー」という。）は、人口約 3,285 万人（2019 年 7 月推定）、面積約 129 万平方キロメートル（日本の約 3.4 倍）、首都はリマ。1821 年、約 300 年近く支配を受けてきたスペインからの独立を宣言した。以後、20 世紀中葉まで、不安定な政情ゆえの憲法制定を繰り返し、1968 年から 12 年間の軍部による政権運営を経て、1980 年民政に移管した。1990 年には日系人のフジモリ大統領が就任し、経済安定化やテロ対策に取り組んだが、議会との対立等を背景に 1992 年憲法を一時停止、さらに議会を閉鎖し、非常国家再建緊急政府を樹立したが、1993 年には再民主化の一環として現行憲法が国民投票で承認された。ペルーは鉱物資源に恵まれ、フジモリ政権時の経済政策を基礎に経済発展を遂げたものの、その後のトレド、ガルシア政権、さらに 2011 年に貧困層に支持基盤を有して就任したウマラ大統領政権を経た後も、貧富の差は改善されていない。2016 年に就任したクチンスキー大統領は、自らの汚職に端を発し、最終的に辞任するに至った。2018 年には、憲法に基づきビスカラ第一副大統領が就任して政治的混乱は回避したものの、政治・司法改革をすすめる少数与党のビスカラ大統領と議会は対立が続いており、先行きの不透明感は強い。

民間支出及び公的投資はマイナスとなり、経済成長率は、2017 年 2.5%、2018 年 4.0%、2019 年は大きく下方修正の 3.0%と発表され、景気も伸び悩んでいる。

ペルーは立憲共和制で三権分立形式を採る。議会は一院制（130 名）で任期 5 年だが、2019 年 1 月には、国民投票により国会議員の再選を禁止する憲法改正が成立した²。この際、二院制の復活も提案されていたが、議員に対する国民の不信からこれは否決された。大統領は国家元首であり国民を象徴（体現する）。司法制度は、最高

¹ 以下を参照した。

外務省 ペルー基礎データ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/peru/data.html#section1>

・ペルー概要 在ペルー日本国大使館 平成 31 年 3 月

<https://www.pe.emb-japan.go.jp/files/000426487.pdf>

・参議院 第 6 回参議院政府開発援助（ODA）調査派遣報告書 H22.2（2010/2）第 4 章 ペルー

http://www.sangiin.go.jp/japanese/kokusai_kankei/oda_chousa/h21/h21oda-houkoku.html

・商事法務ポータル ペルーにおける紛争解決手段 2016/7/4

<https://www.shojihomu-portal.jp/article?articleId=1603555>

・遅野井茂雄「現代ペルーとフジモリ政権」（第 6 章 P158-162、164、169-）1995/3 アジア経済研究所

<https://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Books/Mirume/091.html?media=pc>

・一般財団法人民事法務協会 ペルー共和国家族法制度の調査研究報告書（法務省受託調査）平成 13 年 3 月

² 法律第 30906 号により成立した。<https://busquedas.elperuano.pe/normaslegales/ley-de-reforma-constitucional-que-prohibe-la-reeleccion-inme-ley-n-30906-1730158-3/>

裁判所、高等裁判所、第一審裁判所（専門裁判所、混合裁判所、治安裁判所）から構成される。家事事件（離婚等）は、各裁判所の家事部門で扱われる。

地方行政区分は、中央政府の直下に位置づけられる州（Departamento）、その下に郡（Provincia）、その下に区（Distrito）の三層構造になっている。なお首都リマがあるリマ郡（Provincia de Lima）、および隣接するカヤオ憲法郡（Provincia constitucional de Callao）のみは特別で、州と同格である。

イ. 法制度概要

ペルーの法制度は、統治機構の分野ではアメリカが範とされ、司法や私法ではスペインの影響を受けてきたが、身分関係を定める民法については、編別方式（人・物・権利の順）がフランス法系である。成文法は、以下のように大別される。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 憲法（Constitución Política del Perú）2. 法律（Ley）：国会議員及び大統領により提案され議会で議決される。
民法、刑法等。3. 政令（decreto ley）：制定法実施・一般行政遂行を目的として行政府が制定する法令。 |
|---|

この他に、議会が行政府に立法権を委任して制定される委任立法令（Decreto Legislativo）も法律と同じ効力を有する。
なお、それぞれの範囲は曖昧であるという。

身分関係に関連する主な法令を、以下に挙げる。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 民法（Codigo Civil）2. 身分証明及び民事上の身分に関する国家登録法（Ley Organica Del Registro Nacional De Identificacion Y Estado Civil）3. 児童未成年者法（Codigo De Los niños y Adolescentes）4. 国籍法（Ley de Nacionalidad） |
|--|

等である。

民法は婚姻、親子関係、家族の保護について規定している。身分登録、未成年の養子縁組、国籍等については個別の法令が適用されている。また準拠法の規定は民法等、実体法の中に組み込まれている（ラテンアメリカ諸国全般に見られる状況）。

第2章 ペルー共和国における身分に係る各種法制度

(1) 身分関係法制及び証明書について

ア. 婚姻法制³（婚姻証明書を含む。）について

- ・ **関連行政機関** 身分登録庁⁴（Registro Nacional de Identificación y Estado Civil：以下「RENIEC」という。）
- ・ **関連法令** 民法⁵、身分証明及び民事上の身分に関する国家登録構成法、身分証明及び民事上の身分に関する国家登録規則（以下「同登録規則」という。）
- ・ **婚姻の手続** 婚姻効力は、婚姻の意思の申出、関連書類提出、行政区の庁舎での告示、行政区長による婚姻証明書への署名等の一連の手続の終了をもって発生し、手続費用（証明書等の取得、告示費用等）は各行政区庁により異なる。婚姻が成立した場合は、身分証明及び民事上の身分に関する国家登録構成法及び同登録規則に従って RENIEC⁶登録所で登録が行われる。
- ・ **成立要件**⁷（年齢、婚姻意思、国籍、近親婚、重婚など）、無効・取り消し要件
婚姻成立要件は、障害事由が存在しないこととされる。婚姻の障害事由は民法第241条～第247条で定められている。

<婚姻の絶対的障害事由>（第241条）

同条1項では12歳以上18歳未満の未成年者⁸は婚姻できないとしているが、婚姻する者が少なくとも満16歳に達しており、婚姻の意思を明示する場合には、裁判所が年齢による障害事由の免除を決定することもできる。同条2項では、民法第44条9項で規定される「昏睡状態にある者で事前に補助人を任命していなかった者」は、婚姻について本人の明白又は暗黙の意思表示がなかった場合、婚姻できないとしている。また、同条5項では「婚姻している者」は婚姻できない

³ 以下を参照した。

・ 一般財団法人民事法務協会 ペルー共和国国家法制度の調査研究報告書（法務省受託調査）平成13年3月

・ 全訂新版涉外戸籍のための各国法律と要件VI 2017年11月

・ 笠原俊宏、徐瑞静「ペルー共和国民法典中の人事・家事・涉外規定の邦訳（1）～（12）」戸籍時報2013/2～2014/8

⁴ <https://www.reniec.gob.pe/portal/intro.htm> RENIEC、Registro Nacional de Identificación y Estado Civil

⁵ ペルー法務人権省＞法情報検索システム（Sistema Peruano De Informacimimp/direcc）

>CONSTITUCION POLITICA、LEYES ORGANICAS Y CODIGOS>CODIGO CIVIL を参照した。委任立法令第295号民法典（CODIGO CIVIL、DECRETO LEGISLATIVO N°295）

http://spijlibre.minjus.gob.pe/normativa_libre/main.asp

なお、上記法情報検索システムは必ずしも最新情報を反映しないという現地事情（ウェブサイトが工事中であったり情報更新が遅かったりする）点、専門的出典の参照ソース、困難な要件の解釈のため、併せて民事専門の弁護士 LUIS MIGUEL ORIHUELA ARCELLES 氏、JORGE ALDO PORTOCARRERO CARHUAMACA 氏に面会にてヒアリングを行った。

⁶ RENIEC <https://www.reniec.gob.pe/portal/registroCivil.htm>

⁷ 民法第242条、第243条

⁸ 民法第241条1項では *adolescentes* という語が使われているが、これは児童未成年者法第1条で「12歳以上18歳未満」と定義づけられている。

としている⁹。

＜特定の相手との婚姻における障害事由＞（第242条）

近親婚に関する規定は第242条1～5項で言及される。原則的に直系血族間、3親等以内の傍系血族間、直系姻族間の婚姻は禁止される（同条1～3項）。また、婚姻が離婚により解消し、元配偶者が生存している場合は、2親等の傍系姻族との婚姻はできない（同条4項）。養親養子の場合も、上記1～4項に相当する親等内では婚姻できない（同条5項）。

同条6項では、配偶者の一方の殺害に関与した者と生存しているもう一方の配偶者との婚姻、同条7項では誘拐及び暴力的拉致による婚姻を禁じている。

＜特別障害事由＞（第243条）

第243条1項では後見人と被後見人（未成年者や法的能力に制限のある者）の間の婚姻は認められないとしている。

また同条2項では寡婦・寡夫の婚姻への制限に言及しており、自らが管理する子の財産目録の作成を証明できない場合や親権下にある子がいなく、若しくは子の財産がないことを宣誓していない場合は、婚姻できないとされる。同条3項では、寡婦は夫の死亡から300日を経過しない間は婚姻できないが、出産した場合は除く。離婚又は婚姻が無効化された女性もこれに準ずる。権限ある当局により発行される証明書で妊娠していないことを証明できれば、この限りではない。

＜未成年者の婚姻に関する規定＞（第244条～第247条）

未成年者の婚姻には両親の同意が必要である（両親の意見が一致しない場合は同意があるとみなされる）。両親の一方が親権を行使できない場合は、もう一方の同意があればよい。両親の不在または両親ともに親権を行使できない場合は、祖父母の同意が必要になる。祖父母の不在、祖父母が後見から外されている場合は、未成年者担当裁判所が判断する。婚外子の場合は、父親が自ら子を認知した場合は父親か父方の祖父母、若しくは母親か母方の祖父母の同意が必要である。

必要な同意を得ずに婚姻した未成年者は、成人年齢に達するまでは自らの財産を所有したり管理したりすることができない。婚姻登録を行った公務員も罰金、場合によっては刑事上の追及を免れない。

・ その他特記事項（婚約、婚姻後の姓など）

婚姻後は、民法第24条により、妻は夫の姓を使うこともできる。夫が妻の姓を使う法律は協議されているが、定められていない。民法第333条9項により婚姻の取消し要件のひとつに「同性愛」が挙げられているため、同性婚はできない。再婚禁止期間は各行政区庁により異なるが、離婚後300日以内の女性の場合は、妊娠していないことを証明することにより、その期間を短縮することができる。¹⁰

⁹ なお、第241条の3項と4項はそれぞれ障害者の法的能力に関する委任立法令1384（2018年9月4日付け）及び一般障害者法（2012年12月13日付け）により廃止されている。

¹⁰ 弁護士 Portocarreo 氏 2019年8月3日、2019年8月24日ヒアリングにより確認。

(根拠法条)

民法 (1984 年 7 月 24 日交付 (同年 11 月 14 日施行))

第1編 人に関する法
第1章 自然人
第5節 権利行使の能力と無能

第44条 (行為能力の制限)

以下の者は行為能力が制限される。

(中略)

9. 昏睡状態にある者で、事前に補助人を任命していなかった者。

第3編 家族法
第2章 婚姻関係
第1節 法的行為としての婚姻
第2款 婚姻の障害事由

第241条 (絶対的障害事由)

以下の者は婚姻することができない。

1. 12歳～18歳の未成年者(※)。婚姻する者が少なくとも満16歳に達しており、婚姻の意志を明示的に表明するのであれば、裁判官は正当な動機によりこの障害事由を免除することができる。
2. 第44条9項で言及される行為能力に制限のある者で、婚姻に関する明示的又は暗黙の意思表示が存在しない場合。
3. (障害者の法的能力に関する立法令1384(2018年9月4日付け)により廃止)
4. (一般障害者法(2012年12月13日付け)により廃止)
5. 婚姻している者。

(※民法第241条1項では *adolescentes* という語が使われているが、これは児童未成年者法第1条で「12歳以上18歳未満」と定義づけられている。)

第242条 (相対的障害自由)

以下の者は互いの間で婚姻することができない。

1. 直系の血族。認知されておらず裁判所による宣言もない婚外子への養育費支払い判決によっても、本項で言及する障害事由が発生する。
2. 傍系血族で2親等と3親等の者。3親等の場合、裁判官は重大な理由があれば、この障害事由を免除することができる。
3. 直系の姻族
4. 傍系姻族の2親等の者で、姻族関係を生じさせた婚姻が離婚により解消し、元配偶者が生存している場合。
5. 養親、養子及びその家族で、上記1～4に示す血族又は姻族の親等の範囲内にある者。
6. 配偶者の一方の殺害への関与で有罪判決を受けた者及び起訴された者は、生存しているもう一方の配偶者と婚姻できない。
7. 誘拐犯と誘拐された者で、誘拐又は暴力的監禁が続いている間。

第243条 (特別な禁止)

以下の者は婚姻できない。

1. 被後見人の父親又は母親が遺言又は公正証書で婚姻を許可する場合を除き、後見人はその任務行使の期間中も、財産管理の報告の裁判所による承認前も、被後見人である未成年者又は

第44条 4～7項で規定される行為能力に制限のある者と婚姻することはできない。この禁止に違反する後見人は受け取る権利を有していた報酬を失い、またそれとは別に任務遂行から派生する責任の追及を免れ得ない。

2. 寡夫又は寡婦で、自らが管理する子の所有財産の目録を検察の介入のもとに作成したことを証明できない者、若しくは親権下にある子がいない又はその子が財を所有しない旨を予め宣誓していない者。

これに違反する者は、上記の子の財産の利用権を失う。この規定は、婚姻が無効とされたり離婚により解消した配偶者や、親権下にある婚外子を持つ父親又は母親にも適用される。

3. 寡婦で、夫の死亡から少なくとも300日を経過していない者。ただし、出産した場合は除く。この規定は離婚した女性又は婚姻が無効とされた女性にも適用される。

女性が権限ある当局の発効する医師証明書をもって妊娠していないことを証明する場合は、この期間に関する規定は免除される。

この禁止に違反する寡婦は、夫から無償で受け取った財を失う。

第333条5項の場合には、この禁止は適用されない。

新しい夫を父親とする想定は、本項で言及されるケースに適用される。

第244条 (未成年者の婚姻の条件)

未成年者が婚姻するためには、両親の明示的な承諾が必要である。両親の間で意見の相違がある場合は、承諾されたものとする。

両親の一方がいない場合や法的能力を欠いている場合、又は親権行使を解任されている場合は、もう一方の承諾があれば十分とされる。

両親がともにいない場合やともに法的能力を欠いている場合、又は親権行使を解任されている場合は、祖父母が承諾の意を示す。賛否が同数の場合は承諾されたものとする。

祖父母がいない場合や法的能力を欠いている場合、又は後見から外されている場合は、未成年担当の裁判官が許可を与えるか拒否する。遺棄児や特別管轄下にある未成年の場合も、裁判官が同様の権限を持つ。

婚外子の場合、父親が任意で認知した場合は父親、必要であれば父方の祖父母の承諾のみが求められる。この規定は母親と母方の祖父母にも適用される。

第245条 (両親の反対)

両親又または尊属の承諾の拒否は根拠を要求されない。この拒否に対しては異議申し立ては一切できない。

第246条 (裁判所による拒否の決定)

第244条で言及される裁判所による拒否の決定は、その根拠を示さなければならず、またこれに対しては控訴が可能である。

第247条 (許可のない未成年者の婚姻に伴う結果)

第244条と第245条で言及される承諾を得ずに婚姻した未成年者は、成年に達するまで自らの財産の所有、管理、使用、抵当、処分ができない。

婚姻の実施に立ち会った身分登録所の公務員は、その場所での最低賃金月額額の10倍以上の罰金を科され、刑事責任があればこれを問われる。

民法 (1984年7月24日交付 (同年11月14日施行))

第1編 人に関する法

第1章 自然人

第3節 名前

第24条 (女性が夫の姓を用いる権利)

女性は夫の姓を自らの姓に付け加えて使用し、新たな婚姻を執り行わない限りはこれを維持

第2章 ペルー共和国における法制度と身分関係法の概要

(1) 身分関係法制及び証明書について

ア. 婚姻法制（婚姻証明書を含む。）について

する権利を有する。この権利は離婚又は婚姻の無効化の場合には停止される。
別居の場合は、女性は夫の姓を用いる権利を保持する。異論がある場合は裁判官が判断を下す。

【様式 No.1】婚姻証明に関する様式：婚姻証明書 現物見本

婚姻証明書は RENIEC にて取得できる。見本は次のとおり。

民法によれば、子供には父親の1番目の姓と母親の1番目の姓が付けられ（第20条）、また正当な理由があり裁判所の許可が得られる場合を除いて、何人も姓名を変えたり追加したりできないとされる（第29条）。なお、女性は自身の姓に夫の姓を付け加える権利を有するとされている。

The image shows a sample of a Peruvian Marriage Certificate (Acta de Matrimonio) form. The form is titled "REPUBLICA DEL PERU" and "ACTA DE MATRIMONIO". It includes fields for the names and surnames of the bride and groom, their parents, and the date and place of the ceremony. There are also sections for the officiant and witnesses. The form is filled out with sample data, including names like "JUAN PABLO" and "MARIA LUCIA", and dates like "10 de mayo de 2010". The form is signed by the officiant and witnesses.

婚姻証明書 (和訳)

国家身分登録局

ペルー共和国
国家身分登録局
婚姻証明書原本

国章

バーコード(証書番号)

登録年月日	登録県名	登録県名コード	登録郡名	登録郡名コード
登録地名	登録地名コード	登録地名コード	登録区名	登録区名コード
夫となる人のデータ				
父方姓			母方姓	
名(第1名前・第2名前)		年齢	国籍コード	出生地名・出生地コード・全国身分登録証番号
配偶関係(未婚・離婚・死別)				
住所				
妻となる人のデータ				
父方姓			母方姓	
名(第1名前・第2名前)		年齢	国籍コード	出生地名・出生地コード・全国身分登録証番号
配偶関係(未婚・離婚・死別)				
住所				
証人1のデータ				
父方姓			母方姓	
名(第1名前・第2名前)		年齢	国籍コード	出生地名・出生地コード・全国身分登録証番号
住所				
証人2のデータ				
父方姓			母方姓	
名(第1名前・第2名前)		年齢	国籍コード	出生地名・出生地コード・全国身分登録証番号
住所				
婚姻執行官のデータ				
氏名			全国身分登録証番号	
婚姻年月日・民法の定めに基づき提出された書類の番号・婚姻が執り行われた場所				
特記事項				

拇印

夫となる人の署名

拇印

妻となる人の署名

登録官の役職印と署名

イ. 離婚法制¹¹（裁判離婚・離婚証明書を含む。）について

・関連行政機関：

裁判所、居住区の区役所、RENIEC

・関連法令：

民法、民事訴訟法、身分証明及び民事上の身分に関する国家登録構成法及び同登録規則 等¹²

・離婚の手続の概要

ペルーでの離婚は、法律上は婚姻関係の解消と呼ばれている。離婚には、裁判による離婚と、裁判を経ない協議による離婚（公証人役場・区役所）があり、協議離婚は、別居後3ヶ月後に行政区庁及び公証人役場で手続を行うことができるが、公的な合意書が必要となる（合意書の内容は、親権、未成年の子がいる場合には、両親の支払う毎月の養育費、財産分与、別居している親の面会頻度等。）。婚姻を解消したことがRENIECに登録される。証明書は、婚姻証明書の裏面に、婚姻が解消されたことが記載され、離婚（婚姻関係の解消）証明書とされる（次頁参照）。

＜申立要件＞（民法第333条）

離婚訴訟提起の要件には不貞行為、肉体的・精神的な暴力、配偶者の生命に対する侵害行為、継続して2年以上家庭を不当に遺棄する行為、婚姻継続中に突発した同性愛等がある。裁判では証拠の確認と調停が行われ（検察官は第一審で参加）、子の親権、引取り等については単一手続で、判決が下される。協議別居の要件は婚姻締結から2年以上経過していること、両当事者が別居に合意していることである。その際は親権行使、扶養、財産目録に基づく取得財産の清算に関する合意書の作成と当事者による署名が必要となる。協議別居判決の6か月経過後に離婚訴訟を提起することができる。

＜離婚に伴う事項（財産分割、慰謝料、子の養育権など）＞（民法第340条、第349条、第350条）

離婚により互いの扶養義務は終了するが、一方に責任がある離婚の判決が下

¹¹ 以下を参照した。

・一般財団法人民事法務協会 ペルー共和国国家法制度の調査研究報告書（法務省受託調査）平成13年3月
・全訂新版涉外戸籍のための各国法律と要件VI 2017年11月
・笠原俊宏、徐瑞静「ペルー共和国民法典中の人事・家事・涉外規定の邦訳（1）～（12）」戸籍時報2013/2～2014/8

¹² <ペルー法務人権省>法情報検索システム（Sistema Peruano De Información Jurídica）

<CONSTITUCION POLITICA, LEYES ORGANICAS Y CODIGOS>CODIGO CIVIL からアクセス

委任立法令第295号民法典（CODIGO CIVIL, DECRETO LEGISLATIVO N° 295）

http://spijlibre.minjus.gob.pe/normativa_libre/main.asp

り、他方に十分な財産や収入がない場合には扶養義務が生じる。離婚について責任のある側の親権は停止する(ただし裁判官の判断による)。双方に責任がある場合、7歳以上の男子は父親が、女子及び7歳未満の男児は母親が親権を行使する。両配偶者ともに子に対する扶養義務は継続する。

・再婚に関する規定

法律には再婚に関する規定はなく、各行政区庁の手續にかかる時間により、再婚が認められる時期が必然的に決まる。離婚後300日以内に出生した子は、民法で元の夫の子とされるため、女性の場合は妊娠していないことを証明することにより、待機期間を短縮できる¹³。

・その他特記事項

<教会の関与>

教会の関与については、憲法では第2部「国家と国民」の第1章「国家、国民、領土」(第43条~第54条)の中にある第50条で、ペルー国家がカトリック教会との関係で独立性と自立性を保つ体制であるとしつつ、「カトリック教会がペルーの歴史的・文化的・精神的形成における重要な要素であることを認め、協力を供する」との言及をしているとしているのみで、法律への関与はない。憲法上は教会に関する規定はこれのみである。

<外国要素のある離婚>

国内離婚と同様。ペルーの方式で離婚し、その後在ペルー該当国領事館を通して該当国への届出を行う。申請要件は、各国の法律に従う。

(根拠法条)

民法(1984年7月24日交付(同年11月14日施行))

第3編 家族法
第2章 婚姻関係
第4節 婚姻関係の衰微と解消
第1款 別居

第333条(原因)

別居の原因は以下のとおりである。

1. 不貞行為。
2. 肉体的又は心理的な暴力。状況に応じ裁判官がこれを判断する。
3. 配偶者の生命への襲撃。
4. 共同生活を耐え難いものとする重大な侮辱。
5. 正当な理由のない家庭の遺棄が2年以上に渡って続く場合又は遺棄する期間の合計が2年を超える場合。
6. 共同生活を耐え難いものとするような不名誉な行動。
7. 幻覚を誘発する麻薬や依存症を生む可能性のある物質の正当な理由のない恒常的な使用。第347条に定めるところを除く。
8. 婚姻後に重篤な性感染症に罹患した場合。

¹³ 弁護士 Portocarreo 氏 2019年8月3日、2019年8月24日ヒアリングにより確認。

9. 婚姻後に発生した同性愛。
10. 婚姻後に故意の犯罪により2年を越える自由刑の判決を受けた場合。
11. 共同生活が不可能であることが、裁判によりしかるべく証明された場合。
12. 配偶者間の別居が事実上2年にわたって継続している場合。未成年の子がある場合は、この期間は4年とする。この場合、第335条に定めるところは適用されない。
13. 婚姻から2年経過の後の協議による別居。

第340条 (協議による別居に伴う子への影響)

子は特定の理由で別居を認められた配偶者に託されるが、子の福利に鑑み、裁判官は子すべて又は一部をもう一方の配偶者に託す、重大な理由がある場合は第三者に託す旨決定することができる。第三者に託す場合は、それが可能かつ適切であれば、いずれかの祖父母、兄弟、叔父叔母を、この順に従って任命する。

配偶者の双方に責任がある場合は、7歳以上の男児は父親に、未成年の女児及び7歳未満の男児は母親に託される。ただし、裁判官が別の決定を行う場合を除く。

子を託された父親又は母親は、その子に対する親権を行使する。もう一方の親は親権行使を停止されるが、前者が死亡又は法的に不能とされた場合は再び親権を引き受ける。

民法 (1984年7月24日交付 (同年11月14日施行))

- 第3編 家族法
- 第2章 婚姻関係
- 第4節 婚姻関係の衰微と解消
- 第1款 離婚

第349条 (離婚の原因)

第333条1～12項に掲げられる原因により、離婚を求めることができる。

第350条 (離婚に伴う配偶者への影響)

離婚により、夫と妻の間の扶養の義務は停止する。

配偶者の一方に帰される責任により離婚が宣言され、もう一方の配偶者が固有の財産を持たない、十分な収入がない、あるいは労働不能であったり他の方法で自らの必要を満たすことができなかつたりする場合は、裁判官は前者の収入の3分の1を超えない扶養年金の支払いを決定する。

重大な理由がある場合、元配偶者は扶養年金を一括して払うことを求めることができる。

離婚の原因となった者であっても、生活困窮者である場合は、その元配偶者はこれを救済しなければならない。

本条で定める義務は、被扶養者が新たに婚姻した場合に自動的に停止する。必要状態が消滅したら、扶養義務を負う者は義務の免除、また、場合によっては払い戻しを求めることができる。

第2章 ペルー共和国における法制度と身分関係法の概要

(1) 身分関係法制及び証明書について

イ. 離婚法制（裁判離婚・離婚証明書を含む。）について

【様式 No.2】離婚証明にかかる様式：離婚（婚姻関係の解消）証明書 現物見本)

DISSOLUCION DE VINCULO MATRIMONIAL

MUNICIPALIDAD
SAN LUIS

GERENTE MUNICIPAL: VELEZMORE PINTO, JULIO MANUEL
RESOLUCION DE GERENCIA MUNICIPAL 356-2017-MDSL-GM
FECHA: 15/11/2017

DE CONFORMIDAD CON LA RESOLUCION DE GERENCIA MUNICIPAL NUMERO 356-2017-MDSL-GM DE FECHA QUINCE DE
NOVIEMBRE DEL DOS MIL DIECISIETE EMITIDA POR LA MUNICIPALIDAD DISTRITAL DE SAN LUIS SE DECLARA DISUELTO
EL VINCULO MATRIMONIAL ENTRE [REDACTED] DE JUNIO DE
2011, ANTE LA MUNICIPALIDAD DISTRITAL DE SAN LUIS.-
MACEDO GUEVARA, MIRRYA PATRICIA
CALIFICACION DE TITULOS
JESUS MARIA, 06/12/2017

Anteponer Femenino

RENIEC
REGISTRO NACIONAL DE IDENTIFICACIÓN Y
ESTADO CIVIL
OFICINA REGISTRAL

EL QUE SUSCRIBE CERTIFICA QUE LA PRESENTE
ES COPIA FIEL DE LA PARTIDA ORIGINAL QUE SE
ENCUENTRA INSCRITA EN EL LIBRO RESPECTIVO
QUE SE CONSERVA EN EL ARCHIVO DEL RENIEC.

JESUS MARIA 12 DIC 2017

WILLIAM SANTIAGO CASSINA TUESTA
DNI. 10784533
Certificador
Jefatura Regional Lima
RENIEC

婚姻解消

離婚証明書 (原本見本記載内容)

DISOLUCION DE VINCULO MATRIMONIAL

MUNICIPALIDAD

SAN LUIS

GERENTE MUNICIPAL: 長の名前

RESOLUCION DE GERENICA MUNICIPAL: ***-****-MDSL-GM

FECHA: **日/**月/****年

DE CONFORMIDAD CON LA RESOLUCION DE GERENICA MUNICIPAL NUMERO ***
-****-MDSL-GM DE FECHA ****年**月**日 EMITIDA POR LA
MUNICIPALIDAD DISTRITAL DE SAN LUIS DE DECLARA DISUELTO EL VINCULO
MATRIMONIAL ENTRE: 夫婦の氏名 ****年**月**日, ANTE LA
MUNICIPALIDAD DISTRITAL DE SAN LUIS.

担当者名

役職

場所 x年x月x日

RENIEC

REGISTRO NACIONAL DE IDENTIFICACION
Y ESTADO CIVIL

OFICINA REGISTRAL

EL QUE _____ CERTIFICA QUE LA
PRESENTE ES COPIA FIEL DE LA PARTIDA
ORIGINAL QUE SE ENCENTRA INSCRITA EN
EL LIBRO RESPECTIVO QUE SE CONECTIVA
EN EL ARCHIVO DEL RENIEC

_____ MARIA 12 DIC 2017

サイン

WILLIAM SANTIAGO CASSINA TUESTA
DNI. 10784533
Certificador
Jefatura Regional Lima
RENIEC

離婚証明書 (和訳)

婚姻解消

区役所

サンルイス

区役所 長 : 長の名前

市政決議 ***-****-MDSL-GM

日付 : **日/**月/**年

市町村の管理決議番号 ***-****-MDSL-GM ****年**月**日付けにより、サンルイス区役所が発行した ****年**月**日にサンルイス区役所で結婚した A と B の婚姻関係は解消されたと宣言されている。

担当者名

役職

場所 x 年 x 月 x 日

RENIEC

身分登録庁

登録所

登録: 本書類は身分登録帳に保管されている原本と相違ない写しであることを証明する。

ヘスス・マリア 2017 年 12 月 12 日

サイン

.....

ウィリアム サンディアゴ カッシーナ トウエスタ

DNI 10784533

証明者

リマ地方担当長

身分登録所

ウ. 実親子関係法制¹⁴ (親子関係証明書・出生証明書を含む。) について

・関連行政機関：RENIEC

・関連法令：

民法、身分証明及び民事上の身分に関する国家登録構成法及び同登録規則等¹⁵

・出生届出手続及び出生証明書などの様式 (現物見本など)

(身分証明及び民事上の身分に関する国家登録構成法(1995 年 7 月 12 日公布、
第 26497 号)第 46 条～第 51 条 A)

子が出生した場合、両親が登録を行う義務がある。病院、クリニックで出生後 72 時間以内に、死産でなく生まれたことを病院が証明する書類を入手し、出生後 60 日以内に出生地域の RENIEC 登録所で登録を行う。RENIEC 登録所が出生した地域にないような地域では、区役所で手続きを行う地域もまれにある。また、法定の 60 日の期限内に出生登録されなかった未成年者あるいは登録しないまま成年に達した者でも、期間外出生登録手続きを行うことができる¹⁶。

まず、本人が未成年の場合は、両親 (離婚又は別居している場合は親権を持つ方の親)、後見人、成年に達している兄弟の申請により出生登録が可能である。登録は法定期間内の登録と同じ条件で行われるが、申請は未成年者本人が出生した場所又は居住している場所の登録事務所のみでしかできない。また、申請者は自らの身分及び未成年者との親族関係を証明し、以下の書類を提出しなければならない。

¹⁴ ペルー政府サイト (gob.pe) 出生時の届出 (Trámites para el recién nacido)

<https://www.gob.pe/533-tramites-para-el-recien-nacido>

Número 3: Acta de Nacimiento

期間外の出生登録 (Inscripción de Nacimiento extemporánea)

<https://www.gob.pe/529-inscripcion-de-nacimiento-extemporanea>

¹⁵ <ペルー法務人権省>法情報検索システム (Sistema Peruano De Información Jurídica)

>CONSTITUCION POLITICA、 LEYES ORGANICAS Y CODIGOS >CODIGO CIVIL からアクセス

委任立法令第 295 号民法典 (CODIGO CIVIL、 DECRETO LEGISLATIVO N°295)

http://spijlibre.minjus.gob.pe/normativa_libre/main.asp

¹⁶ 法定期限外の出生登録については身分証明及び民事上の身分に関する国家登録構成法第 47 条～第 50 条、及び身分証明及び民事上の身分に関する国家登録規則第 26 条～第 27 条で言及されている。また、各種手続きに関するペルー政府の以下の Web にも情報がある。

<https://www.gob.pe/529-inscripcion-de-nacimiento-extemporanea>

ウ. 実親子関係法制 (親子関係証明書・出生証明書を含む。) について

1. 出生証明書又はこれに準ずるもの。
2. 1 がない場合は、洗礼証明書、在学証明書(何年に何学年に在籍)、登記官の前での2人の証人による宣誓のいずれかを添付する。

両親のいずれかが死亡、両親が誰かわからない、家族がいない等の場合でも、未成年者の尊属、養護施設長や学校長、検察などが登録申請することができる。

本人が18歳の成人年齢に達している場合は本人が出生登録を申請できるが、両親または一方の親が申請してもよい。

出生手続がされないと国民に所有義務がある申請者の身分証明書 (Documento Nacional de Identidad、以下「DNI」という。) が所持できず、医療機関での受診もできないため、特別な事情がない限りは60日以内の届出が必要になる。

・認知に関する規定 (手続、嫡出子・非嫡出子の違いなど)

(民法第388条、第389条、第390条、第399条、第400条、第402条、第409条)

婚姻外の子に関する親子関係は、認知又は裁判 (父性又は母性を宣言する判決) によって決定される。婚外子の親子関係の認知は、父親と母親が一緒に行うこともあるいは父親と母親の一方のみが行うこともできる。父親、母親が14歳未満の場合、あるいは死亡した場合などには、祖父母が認知することもできる (民法第388条及び第389条)。認知が行われた場合、認知をしなかった方の父親又は母親、子供本人、子供が死亡している場合はその子孫は、認知が行われたことを知った日から90日以内に、親子関係を否定し異議を申し立てることができる (民法第399条及び第400条)。裁判による父性・母性宣言は認知の効力を持つ。父母の双方又は一方のみによる認知が可能である。14歳に達した者は、婚姻外の子を認知することができる。

認知の効力は、子の出生登録を行うことで発生する。父性を認めるに足りる明白な書類が存在する場合、子が継続して婚外子の位置を占めていたり、父と推定される者が母の懐胎時点で内縁関係にあったりした状況があれば、裁判により婚姻外の父子関係を宣言しうる。母性の宣言も、これらの規定を準用す

る。

・その他特記事項

＜外国要素のある事案＞

ペルー人を親として外国で生まれた子は、出生した国に所在する領事登録事務所で出生登録する。この登録は子が成年に達するまでの期間のいつでも行うことができる。外国で生まれ、出生登録が領事登録事務所で行われないままペルー国内に居住している子については、国内の登録事務所で出生登録することができる(身分証明及び民事上の身分に関する国家登録構成法第 51-A 条)。なお、「身分証明及び民事上の身分に関する国家登録規則」第 30 条によれば、領事登録事務所での出生登録は原則として出生から 30 日以内に、当該国でしかるべく発行された出生証明書を提示して登録する。

＜教会の関与＞

教会の関与については、教会の関与については、前述のように憲法第 50 条でペルー国家のカトリック教会に対する独立性に言及し、「カトリック教会がペルーの歴史的・文化的・精神的形成における重要な要素であることを認め、協力を供する」としているのみで、法律への関与はない。

・認知証明書又は親子関係証明書などの様式(現物見本など)

婚姻内外にかかわらず、出生届は1人の人間に対して存在し、父親、母親の欄への記載があるため、出生届を持って認知とされる。認知証明書、親子関係証明書というものは存在しない。

(根拠法条)

身分証明及び民事上の身分に関する国家登録構成法(1995 年 7 月 12 日公布、第 26497 号)

第 46 条

出生の登録は、出生日から暦上の 60 日以内に、出生地を管轄する登録事務所又は子の居住地の該当の事務所で行う。ペルーの保健省、EsSalud (健康保険)、軍又は国家警察の管轄下にある病院又は保健センター、あるいはその他の公的又は民間の機関で、登録事務所を併設して

いる機関で出生した場合は、登録はその事務所で行わなければならない。60 日の期間を過ぎた場合は、登録は第 47 条に定める方法で行われる。

第 47 条

法定の期間内に登録されなかった未成年者は、両親、後見人、成年に達している兄弟又はこの未成年者を監護してる者の申請に基づき、通常の登録と同様の条件で登録することができるが、以下の規定を追加的に守らなければならない。

- a) 申請を取り扱うのは出生地又は未成年者の居住地を管轄下に置く登録事務所のみとする。
- b) 申請者は登記官に自らの身分と未成年者との親族関係を証明しなければならない。
- c) 申請書には未成年者とその両親又は後見人の特定に必要な情報が含まれていなければならない。
- d) 申請書には、出生証明書又はこれに準ずるもの、これがない場合は洗礼証明書、在学証明書(在籍した学年への言及があるもの)、登記官の前での 2 人の証人による宣誓のいずれかを添付する。

登記官は本条で定めるもの以外の書類を要求することはできない。

第 48 条

父親か母親が死亡している場合、両親が不明な場合、家族がいない場合、遺棄児の場合は、前条の規定に従い、未成年者の尊属、成年に達している兄弟、父親又は母親の成年に達している兄弟、養護施設長、教育機関長、検察の代表、児童未成年者法典第 2 編第 3 章で言及される児童保護官事務所の代表又は未成年担当の裁判官が、登録を申請することができる。この手続は無料である。

第 49 条

登録されていない 18 歳以上の者は、本法律第 47 条の規定で適用されるものを遵守し、出生登録を申請することができる。

第 50 条

前条に定めるところとは別に、登録されていない 18 歳以上の者の出生登録は、両親又はどちらか一方の親が申請することができ、その場合、本人が登記官の前で書面で同意を表明する。この申請においては第 47 条に定めるところを適用する。

第 51 条

身分証明及び民事上の身分に関する国家登録 (Reniec) は、国境付近の遠隔地の集落、密林地帯、山林地帯などアクセスが難しい地域の場合や、農民共同体や原住民共同体で既に許可を受けた登録事務所がある場合など、状況により正当化される場合には、通常の出生登録をこれら

の場所で出生から暦上の 90 日以内に行うよう例外的に定めることができる。

第 51 条 A

ペルー人を親として外国で生まれた子は、子が成年に達するまでの間はいつでも、出生地を管轄下におくペルー領事登録事務所で最も近い、あるいは行きやすいところで出生登録を行うことができる。出生した国に領事登録事務所がない場合は、外務省が許可する領事登録事務所で登録する。

ペルー人を親として外国で生まれた子が、出生登録を領事登録事務所で行わないままペルー国内に居住している場合は、法律第 26497 号の定める形式に従い、国内の登録事務所で出生登録することができる。

民法 (1984 年 7 月 24 日交付 (同年 11 月 14 日施行))

第 3 編 家族法

第 3 章 親子関係

第 2 節 婚外子

第 1 款 婚外子の認知

第 388 条 (婚外子の認知)

婚外子は、父親と母親がともにこれを認知することも、あるいはどちらか一方のみが認知することもできる。

第 389 条 (祖父母による認知)

婚外子は、その父親又は母親が死亡、両親が第 47 条に含まれる場合、両親が 14 歳未満である場合には、父方及び母方の祖父母により認知されることが可能である。両親が 14 歳未満の場合は、14 歳に達したら子を認知することができる。

父親又は母親が第 44 条 9 項に該当する場合、裁判所により任命される補助人を通して婚外子を認知することができる。

第 390 条 (認知の仕方)

認知は出生登録、公正証書、又は遺言でこれを表明する。

第 395 条 (認知の撤回不可能性)

認知は態様を認めず、撤回不可能である。

第 399 条 (認知に対する反論)

第395条に定めるところとは別に、認知をしなかった方の父親又は母親、子本人、子が死亡している場合はその子孫、その他正当な利害関係を持つ者は、認知を否定することができる。

第400条 (認知の否定の期限)

認知を否定する期限は、認知が行われたことを知った日から90日以内とする。

民法 (1984年7月24日交付 (同年11月14日施行))

第3編 家族法

第3章 親子関係

第2節 婚外子

第2款 裁判所による婚外子の宣言

第402条 (婚外子の父子関係に関する裁判所による宣言の妥当性)

以下の場合に、裁判所は婚外子の父子関係を宣言できる。

1. 父親がこれを間違いなく認めると書いた文書が存在する場合。
2. 子が継続的に婚外子としての位置を占めている、又は訴えの一年前までその状態にあり、父親の直接の行為又はその家族の行為によりそれが確認できる場合。
3. 父親と推定される者が懐胎の時期に母親と内縁関係にあった場合。婚姻していない男性と女性が婚姻しているように生活している場合をもって、内縁関係にあるとする。
4. 女性の暴行、誘拐、暴力的な監禁のケースで、犯行時期が懐胎の時期と一致する場合。
5. 婚姻の約束を伴う誘惑のケースで、この約束が間違いなく確認され、懐胎と同時期である場合。
6. DNA鑑定あるいはこれと同等かそれ以上の確実性を持つ遺伝子検査や科学的検査によって父親と推定される者と息子又は娘の親族関係が証明された場合。遺伝子検査又はこれと同等かそれ以上の確実性を持つ科学的検査が行われた場合、裁判官は前項までの推定を却下する。

第409条 (婚外子の母子関係に関する裁判所による宣言)

婚外子の母子関係は、出産の事実と子の人定が証明されれば、裁判所によりこれを宣言することができる。

(1) 身分関係法制及び証明書について

【様式 No.3】 出生証明書書式

[illegible]

(1) 身分関係法制及び証明書について

出生証明書 和訳

24

エ. 養子縁組法制について

・関連行政機関

家庭裁判所、女性社会的弱者省（Ministerio de la Mujer y Poblaciones Vulnerables : MIMP）の養子縁組事務局（Dirección General de Adopciones, 以下「DGA」という。）

・関連法令¹⁷

民法¹⁸、児童未成年者法典¹⁹、民事訴訟法²⁰、親の保護を受けていない、若しくはこれを失うリスクのある児童未成年者の保護に関する委任立法令 1297²¹等。

・養子縁組の成立要件

民法第 378 条では、養子縁組の要件を以下のとおり定めている。

- ・養親となる者が精神的に健全である。
- ・養親となる者の年齢が、成人年齢に養子となる子の年齢を足した合計以上である。
- ・養親となる者が既婚者である場合は、配偶者の同意がある。
- ・養親となる者が民法第 326 条に規定される同居者である場合、もう一方の同居者の同意がある。
- ・養子となる子が 10 歳以上の場合、養子縁組に同意している。
- ・養子となる子が親の親権若しくは後見の元にある場合、親の同意がある。
- ・養子となる者に法的能力がない場合、後見人及び親族会議の意見を諮る。
- ・裁判所により承認を受ける。
- ・養親となる者が外国人で、養子となる子が未成年の場合、養親となる者が自ら裁

¹⁷ 以下を参照した。

・一般財団法人民事法務協会 ペルー共和国家族法制度の調査研究報告書（法務省受託調査）平成 13 年 3 月

・全訂新版涉外戸籍のための各国法律と要件VI 2017 年 11 月

・笠原俊宏、徐瑞静「ペルー共和国民法典中の人事・家事・涉外規定の邦訳（1）～（12）」戸籍時報 2013/2～2014/8

・MIMP「出自を知る」

<https://www.mimp.gob.pe/homemimp/direcciones/dga/busqueda-de-origenes.php>

¹⁸ 民法第 377 条、民法第 380 条、民法第 381 条、民法第 382 条、民法第 383 条、民法第 384 条、民法第 385 条

¹⁹ 児童未成年者法典（Ley N° 27337 Código de los Niños y Adolescentes）第 115～第 132 条

²⁰ 民事訴訟法 第 781 条～第 785 条

²¹ DECRETO LEGISLATIVO PARA LA PROTECCION DE NIÑOS1297 “Decreto Legislativo para protección de niñas, niños y adolescentes sin cuidados parentales o en riesgo de perderlos”

第 123 条～第 147 条（大統領、首相、法務人権大臣と女性社会弱者省大臣が認めた法律）

<https://busquedas.elperuano.pe/normaslegales/decreto-legislativo-para-la-proteccion-de-ninas-ninos-y-ado-decreto-legislativo-n-1297-1468962-4/>

詳細は、decreto supremo 001-2018-MIMP 2018 年 2 月 10 日施行（reglamento）第 165 条以降第 216 条（大統領と法務人権大臣と女性社会弱者省大臣が認めた法律）

判官に対し養子縁組の意志を認める。

養子縁組は国内養子縁組と国際養子縁組に分けられる。具体的には「親の保護を受けていない、若しくはこれを失うリスクのある児童未成年者の保護に関する委任立法令 1297」の第 130 条と第 131 条で以下のように定義されている。

<国内養子縁組 (Adopción Nacional) > (第 130 条)

- 養子をとる者がペルー国内に住むペルー人で、ペルー国内に住む子供との養子縁組を申請する場合
- ペルー国内に 2 年以上継続して在住している外国人が、ペルー国内に住む子供との養子縁組を申請する場合

<国際養子縁組 (Adopción Internacional) > (第 131 条)

- ペルー国外に在住するペルー人又は外国人が、ペルーに在住する子供との養子縁組を申請し、その子が養親の住む国に移動することになる場合
- ペルー国内に在住している者が、海外に在住している子供との養子縁組を申請する場合

なお、国際養子縁組においては、ペルーが加盟している養子縁組に関する国際条約に加盟していることが要件になる。

DGA では、国内養子縁組を申請するための要件として以下を掲げている（親の保護を受けていない、若しくはこれを失うリスクのある児童未成年者の保護に関する委任立法令 1297 第 125 条、同委任立法令規則第 176 条 1 項）。²²。

- 年齢 25 歳以上 62 歳以下
- 心身ともに健康であることの証明書（公的医療機関が過去 6 ヶ月以内に発行したもの）
- 養子を養う費用を賄うため、家族の月収が最低 2700 ソルであること。

また、DGA では申請者につき、以下を確認する（委任立法令 1297 規則第 176 条 2 項）。

- 本人の身分と婚姻の状況
- 家庭内暴力による有罪判決を受けていないこと
- 養育費未払い者リストに登録されていないこと
- 刑事又は警察関係の前科に関する記録

同じく DGA では、国際養子縁組の場合、養子縁組を申請する者は国際機関又是在住する国の国際養子縁組機関を通して必要書類を提出し手続を行わなければならないとしている。ペルー国内においては、国際養子縁組に関する権限を有する機関は女性社会的弱者省内の養子縁組担当機関である（委任立法令 1297 第 134

²² なお、DGA ウェブページでも関連の情報を掲載している。
<https://www.mimp.gob.pe/homemimp/direcciones/dga/requisitos.php>

条)。

・養子縁組成立後の要件

(親の保護を受けていない、若しくはこれを失うリスクのある児童未成年者の保護に関する委任立法令 1297 第 140 条、同委任立法令規則第 208 条、第 209 条)

在ペルーの場合、6 か月ごとに3年間にわたり、DGA が養親と養子の状態を観察する。在外国の場合は、6 か月ごとに4年間にわたり DGA が承認した在住所地の相当する機関と通じて観察する。また、養親は責任をもって報告する。

・養子縁組手続

親の保護を受けていない、若しくはこれを失うリスクのある児童未成年者の保護に関する委任立法令 1297 第 136 条、第 139 条)

女性社会的弱者省の DGA が管轄する。養親の任命 (designacion) を最終的に承認する機関として、国内養子縁組委員会 (Consejo Nacional de Adopciones) が設置されている。これは女性社会的弱者省の代表者 3 名の他、保健衛生省及び法務人権省、ペルー心理学者協会、リマ弁護士協会、司法権からそれぞれ 1 名ずつの代表が参加し構成され、任期は 2 年である。

養子縁組の手続終了時、裁判官は RENIEC に対し新たな出生証明書を作成し従前のものと差し替えることを命じる。従前の出生証明書は、婚姻障害についてのみ効力を持つ。従って養子と実子それぞれの出生証明書は判別できない。

養子本人のみが DGA に以前の親子関係を確認する申請の権利を持つ。

・養子縁組証明に関する様式 (現物見本など)

養子の心理への配慮から、養子であることがわかる書類を公にすることは禁じられている。前述のとおり養子縁組成立後に元の出生証明書は破棄され新たな出生証明書と差し替えられるため、実子と養子の出生証明書は判別できないようになっている。養子縁組の証明書に当たるものはない。女性社会的弱者省は養親と養子自身のみが内容を確認できる Registro Nacional de Adopciones に養子縁組の情報を登録、管理している。

(根拠法条)

民法 (1984 年 7 月 24 日交付 (同年 11 月 14 日施行))

第 3 編 家族法
第 3 章 親子関係
第 1 節 婚姻内の親子関係
第 2 款 養子縁組

第 378 条 (養子縁組の要件)

養子縁組のためには以下が要求される。

1. 養親となる者が精神的に健全である。
2. 養親となる者の年齢が、成人年齢に養子となる子の年齢を足した合計以上である。

3. 養親となる者が既婚者である場合は、配偶者の同意がある。
4. 養親となる者が民法第 326 条に規定される同居者である場合、もう一方の同居者の同意がある。
5. 養子となる子が 10 歳以上の場合、養子縁組に同意している。
6. 養子となる子が親の親権若しくは後見の元にある場合、親の同意がある。
7. 養子となる者に法的能力がない場合、後見人及び親族会議の意見を諮る。
8. 特別法で定められるところを除き、裁判官により承認されている。
9. 養親となる者が外国人で、養子となる子が未成年の場合、養親となる者が自ら裁判官に対し養子縁組の意志を認める。未成年者が健康上の理由により外国にいる場合は、この要件から除外される。

親の保護を受けていない、若しくはこれを失うリスクのある児童未成年者の保護に関する委任立法令 1297 (2016 年 12 月 29 日可決、同月 30 日公布)

第 125 条 (養子縁組の要件)

養子縁組を希望する家庭又は人は、以下の要件を満たしていなければならない。

- a) 年齢が 25 歳から 62 歳の間である。子の利益に鑑み、しかるべく正当化される理由がある場合は、年齢の上限を例外的に引き上げることができる。
- b) 書面により、自らの意志で養子縁組を希望する。配偶者又は事実婚をしている者は、一緒に養子縁組申請を提出しなければならない。
- c) 適正であるとの宣言を受けている。

第 130 条 (国内養子縁組)

以下の場合、国内養子縁組とされる。

- a) 養子をとる者が、通常ペルー国内に住むペルー人で、通常ペルー国内に住む児童未成年者との養子縁組を申請する場合。
- b) ペルー国内に 2 年以上継続して在住している外国人が、通常ペルー国内に住む児童未成年者との養子縁組を申請する場合。

第 131 条 (国際養子縁組)

以下の場合、国際養子縁組とされる。

- a) 通常ペルー国外に在住するペルー人又は外国人が、ペルーに在住する児童未成年者との養子縁組を申請し、その子が養親の住む国に移動することになる場合
- b) 通常ペルー国内に在住している者が、通常外国に在住している児童未成年者との養子縁組を申請する場合。

国際養子縁組においては、ペルーが加盟している養子縁組に関する国際条約の存在が要件になる。

第 134 条 (中央当局)

女性社会的弱者省内の権限ある当局は、家族による保護を受けておらず、裁判所より養子縁組可能宣言を受けている児童未成年者の国際養子縁組における中央当局である。

第 136 条 (全国国内養子縁組委員会)

女性社会的弱者省は全国養子縁組委員会を設置する。全国養子縁組委員会は定期会合又は臨時会合において、家族による保護がなく養子縁組可能宣言を受けている児童未成年者のために女性社会的弱者省の権限ある当局が提案する養親任命を承認する。

全国養子縁組委員会の構成は以下のとおりである。

- a) 女性社会的弱者省の児童未成年者、家庭の推進と強化、及び養子縁組に関する権限ある当局から代表者 3 名が参加し、養子縁組に関する当局の代表が委員長を務める。
- b) 保健省の代表 1 名

- c) 法務人権省の代表1名
- d) ペルー心理学者協会の代表1名
- e) リマ弁護士協会の代表1名
- f) 司法権の代表1名

全国養子縁組委員会のメンバーは無報酬で、任命期間は二年間であり、その任務は施行規則で定める。

第139条（養子縁組に関する意見表明）

養子縁組に先立つ受け入れの評価が良好であった場合、権限ある当局は養子縁組を承認する行政決議を発行する。養子縁組の承認は、家族による保護の欠如の手続を処理した当局に通知される。

養子縁組による出生証書の登録は、該当の身分証明及び民事上の身分に関する国家登録の登録所に申請され、登録所は元の登録を無効とし、新たな登録を行わなければならない。

養子縁組に先立つ家庭の受け入れが良好でなかった場合は、権限ある当局に児童未成年者を保護施設又は保護家庭に戻すよう通知する。

第140条（養子縁組後のフォロー）

養子縁組後のフォローは、養子となった児童未成年者の成長及び新しい家庭や社会環境への適応を検証するために行われる。また、この段階では児童未成年者及び養子縁組先家庭への支援も提供される。

国内養子縁組の手続において、養子となった児童未成年者が家族の保護を受けていない、又はその権利が侵害されていることが疑われる場合は、該当するリスク手続又は家族による保護の欠如の手続が展開される。

国際養子縁組の手続において、児童未成年者が家族による保護放棄の犠牲となった場合は、女性社会的弱者省は外務省の支援を得て、在外サービス機関を通じ、児童未成年者が在住する国の権限ある当局と連携し、最善の保護手段を決める。

第142条（全国養子縁組登録）

女性社会的弱者省は、全国養子縁組登録に養子縁組手続に関わる行為及び人について記録する。

この登録の情報は内密であり、養親と養子のみが入手できるものである。

第145条（自らの出生について知る権利）

養子は自らの出生について、特に実の親についての情報及び病歴について知る権利を有する。養子の場合、知る権利の拒否は本人の利益の損害を根拠とする場合しか認められない。行政養子縁組の場合、情報開示の申請は女性社会的弱者省の権限ある当局に提出し処理される。未成年の養子は、法的代理人を必要とせず、自身に関する情報を申請することができる。

親の保護を受けていない、若しくはこれを失うリスクのある児童未成年者の保護に関する立法令 1297 の施行規則を承認する最高政令 No.001-2018-MIMP (2018年2月8日可決、同月10日公布)

第176条（国内養子縁組家庭成立の要件）

1. 立法令(※)第125条で挙げる要件の他に、養子縁組家庭となることを希望する夫婦又は事実婚関係にある者、又は養子縁組で片親家庭を作りたいことを希望する独身者は、以下の要件を満たさなければならない。

- a) 公的医療機関のしかるべき能力を有する専門家が過去6ヶ月以内に発行した心身の健康を証明する証明書。診断の際に行われた検査結果を伴わなければならない。少なくとも感染症検査結果、精神の健全の証明においては精神病の有無が含まれていなければならない。
- b) 養子とする児童未成年者の必要経費を賄う家計能力を証明する書類。
- c) 事実婚又は共同生活者の場合、共同生活又は事実婚を証明する現行の公証人宣言、登録登

記、又は裁判所による宣言の書類。

2. 国際養子縁組を申請する独身者、既婚者又は同居者につき、DGA 又は養子縁組課 (UA) は以下を確認する。

- a) 本人の身分と民事上の身分。
- b) 家庭内暴力で有罪判決を受けていないこと。
- c) 養育費未払い者リストに登録されていないこと。
- d) 親としての能力及び親権行使の検証における、本人の犯罪歴及び警察前歴に関する状況。

※親の保護を受けていない、若しくはこれを失うリスクのある児童未成年者の保護に関する立法令 1297 のこと。

第 206 条 (RENIEC への登録の通知)

養子縁組を宣言する行政決議が承認されたら、公文書により該当の RENIEC 登録所にこれを通知し、

養子縁組の行政決議に基づく出生登録を養子であることを表明せずに行い、また元の登録がある場合はこれを無効化するように求める。

国際養子縁組の場合は、養子縁組手続が完了したら、DGA は国際養子縁組条約の枠組における養子縁組同意証明書を発行する。

第 208 条 (国内養子縁組における養子縁組後のフォロー)

国内養子縁組の養子縁組後のフォローは家庭訪問又は面接の形で行う。これは 3 年間にわたり 6 ヶ月ごとに行うが、特別養子縁組及び本施行規則第 194 条 e) に定めるところに従って承認された養子縁組の場合は 1 年間とする。

家庭訪問又は面接は、適当と判断されれば早めたり延期したりすることができる。養子縁組を行った家庭の時間の都合により、期限を合わせるができる。

第 209 条 (国際養子縁組における養子縁組後のフォロー)

国際養子縁組の養子縁組後のフォローは、中央当局、認証された機関及び DGA の認可団体が、DGA が定める規則に従って 6 ヶ月ごとに作成し送付する報告書の評価を通して行われる。

国際養子縁組後のフォローは、現行の国際条約の定めるところを除き、4 年間にわたって行われる。

オ. 未成年子に対する法定代理権に関する事項について

・関連行政機関

家庭裁判所が担当。家庭裁判所は民事、後見、違反について権限を有し、場合により民事専門、後見専門、違反専門の裁判所に分かれることもある（児童未成年者法典第133条）

・関連法令

民法、児童未成年者法典 等²³

・成年年齢

18歳（民法第42条²⁴）

・法定代理者の権利・義務の要件

（民法第502条、第503条、第506条、第508条、第526条、第527条、第529条）

親権者のいない未成年者には、後見人が指定される。残存する父親又は母親、又は祖父母は、遺言書又は公正証書により後見人を指定する権利を有するが、後見人が指定されていない場合は未成年者の祖父母その他の尊属の中から正統後見人が選ばれる。正統後見人もいない場合は、親族会議（Consejo de familia）により選定後見人が任命される。（民法第502条、第503条、第506条、第508条、第526条、第527条、第529条による）

・親族会議の構成・機能

（民法第619条、第621条、第622条、第623条、第634条、第635条、第639条、第647条）

親族会議は両親のいない未成年者又は法的能力のない成人の保護のために設立される。親や祖父母が指定した者が構成員となるが、指定されていない場合は祖父母、おじおば、兄弟により構成される。裁判官が職権又は会議設立の要請を受けて設立を命ずることもできる。親族会議は選定後見人を任命・解任し、また、遺言書や公正証書で指定される後見人や正統後見人の裁判所による解任を求める権限を有し、後見人に対する監視の役割を果たす。議長は裁判官が務め、会議の決定を執行する。（民法第619条、第621条、第622条、第623条、

²³ <ペルー法務人権省>法情報検索システム（Sistema Peruano De Información Jurídica）<CONSTITUCION POLITICA, LEYES ORGANICAS Y CODIGOS>CODIGO CIVIL からアクセス
委任立法第295号民法典（CODIGO CIVIL, DECRETO LEGISLATIVO N° 295）
http://spijlibre.minjus.gob.pe/normativa_libre/main.asp

²⁴ ペルーの憲法や民法では成年年齢が明記されていないが、民法第42条で「完全な権利行使能力を得る年齢」を18歳としており、これを根拠法条としておく。また、ペルー司法権のページでは「成年（Mayoría de edad）」の説明の中で「ペルーでは成年年齢は18歳である」としている。
http://historico.pj.gob.pe/servicios/diccionario/palabras_letra.asp?letra=M

第634条、第635条、第639条、第647条による)

・法定代理権に関する証明書の様式(現物見本など)

証明書は存在しない。裁判官の判決文のみ。

(根拠法条)

民法(1984年7月24日交付(同年11月14日施行))

第1編 人に関する法
第1章 自然人
第5節 権利行使の能力と無能

第42条(完全な権利行使能力)

18歳以上の者はすべて、完全な権利行使能力を有する。すべての障害者は、他の者と平等な条件で生のあらゆる側面において、意思表示のために合理的な調整や支援を使用又は必要とするかにかかわらず、これに含まれる。

14歳以上18歳未満の者で婚姻する者、又は父親として行為する者は、例外的に完全な権利行使能力を持つものとする。

民法(1984年7月24日交付(同年11月14日施行))

第3編 家族法
第4章 家庭による庇護
第2節 代替庇護の制度
第1款 後見

第502条(後見の目的)

親権の下にない未成年者には、本人の世話と財産管理を行う後見人が任命される。

第503条(後見人を任命する権利)

以下の者は遺言書又は公正証書で後見人を指定する権利を有する。

1. 残存する父親又は母親が、自らの親権下にある子のため。
2. 祖父母が、自らの正統後見下にある孫のため。
3. 遺言する者が、相続人又は受遺者と指定する者のため(指定される者が父親又は母親により任命された後見人も正統な後見人もおらず、相続又は遺贈する財産がこの未成年者の扶養に足るものである場合)。

第506条(正統後見人)

遺言書又は公正証書で指定される後見人がいない場合、祖父母及びその他の尊属が後見人を務める。その場合の優先順位は以下のとおりである。

1. より近い者がより遠い者に優先される。
2. 同親等の場合はより適切な者が優先される。これは裁判官が親族会議の意見を諮った上で決定する。

第508条(選定後見人)

遺言書又は公正証書による後見人も正統後見人もいない場合は、親族会議が未成年者の居住する場所に住む者の中から選定後見人を任命する。

親族会議は裁判官の命令若しくは親族、検察の要請によって開催されるが、誰でも開催を求めることができる。

第526条（後見人の義務）

後見人は未成年者の状態に従ってこれを養い教育し、その身上監護を行う。
これらの義務は親権に関する規定に従うものとし、親族会議の監視を受ける。
未成年者が財産を持たない場合、又はそれが不十分な場合は、後見者は養育費の支払いを求める。

第527条（被後見人の代理）

法の定めるところに従い未成年者が単独で行えるものを除き、後見人は民事行為のすべてにおいて未成年者を代表する。

第529条（善管注意義務）

後見人は善良な管理者の注意をもって未成年者の財産を管理しなければならない。

民法（1984年7月24日交付（同年11月14日施行））

第3編 家族法
第4章 家庭による庇護
第2節 補完的庇護の制度
第3款 親族会議

第619条（親族会議設立の妥当性）

親族会議は、父親も母親もない未成年者又は法的能力のない成人とその利益を守るために設立される。

父親又は母親が生存していても、本法典で定める場合には親族会議が設立される。

第621条（親族会議の設立を申請する義務）

遺言書又は公正証書による後見人、正統後見人になれる尊属、及び親族会議の生まれながらの構成員は、親族会議の設立を必要とするに至った事実を未成年担当裁判官（場合により平和裁判官）に知らせる義務がある。これをしなかった場合は損害賠償責任を問われる。

第622条（裁判所命令による親族会議の設立）

未成年担当裁判官（場合により平和裁判官）は、職権で、若しくは検察又は他の人物の要請を受けて、親族会議の設立を命ずることができる。

第623条（親族会議の構成）

親族会議は、両親のうち最後に子の親権を行った者が遺言書又は公正証書で指定した者によって構成される。これがない場合は、祖父母のうち最後に子又は無能力者の後見を行なった者が指定した者によって構成される。

前述の人物がいない場合、親族会議は未成年者又は無能力者の祖父母、おじおば、兄弟により構成される。

成人の無能力者の子で、その無能力者の後見人を務めていない者は、親族会議の構成員となりうる。

第634条（親族会議設立の手続）

親族会議の設立を申請する者は、会議を構成すべき人物を挙げなければならない。裁判官は新聞又は掲示板で親族会議設立の申請と構成員の名前を公表するよう命ずる公表から10日間の間、関係者は構成員に不適切な者が含まれている、又は入れるべき者が入っていないことについて意見を表明する。裁判官は意見表明に添えられた証拠に鑑み、5日以

内に判断を下す。

異議が申し立てられた場合でも、裁判官が差し止めなければ、親族会議は開始又は続行する。

申請者が会議を構成すべき人物の名を知らない場合は、会議設立の知らせでは自らが権利を持つと考える者を招集するにとどめる。裁判官は、本条第2段落と第3段落の定めるところに従い、出頭した者の名を公表する。

第 635 条（親族会議の設立）

第 634 条で定める期限内に何ら意見表明が行われず、あるいは期限内にこれが解決した場合、裁判官は正式に会議を設置し、その旨を議事録に記載する。

第 639 条（親族会議の議長）

後見人、又は場合により両親を監視するために設立される親族会議は、未成年担当裁判官がその議長を務める。成人の無能力者のための親族会議は、平和裁判官が議長を務める。議長は会議の決定を執行する。

第 647 条（親族会議の権限）

親族会議は以下のことを行う。

1. 本法典に従い、一般選定後見人又は特別選定後見人を任命する。
2. 選定後見人の拒否の理由を承諾する、又はしない。
3. 任命した選定後見人が能力がないことを宣言し、任務から外す。
4. 正統後見人、遺言書又は公正証書による後見人、又は裁判所が任命する後見人の、裁判所による解任を推進する。
5. 財産目録に鑑み、未成年者又は無能力者の扶養に投ずるべき収入又は産物の部分を両親が決めていなかった場合はこれを決定し、その財産を管理する。
6. 未成年者又は無能力者への寄贈、相続又は受遺する財産で、負荷があるものを受け取る。
7. 特別管理人が絶対的に必要であり、これを裁判所が認める場合、後見人が1人又は複数の特別管理人を自らの責任の下に雇用することを許可する。
8. 未成年者又は無能力者の収入又は産物の余剰分を後見人が投資し始めなければならない額を決める。
9. 売却が必要、又は明らかに有益であるとされる場合、売却すべき財を決める。
10. その他、本法典及び民事訴訟法により付与される他の権限を行使する。

カ. 国籍法制（国籍証明書を含む。）について

・関連行政機関

内務省、法務人権省 等

・関連法令

憲法²⁵、国籍法²⁶、国籍法規則²⁷、身分証明及び民事上の身分に関する国家登録構成法及び同登録規則²⁸ 等²⁹

・国籍の取得・帰化・喪失の要件

（憲法第52条、第53条、国籍法第2条、第3条、第4条、第8条、第9条）

生地主義を採用し、二重国籍が認められている。2018年の憲法改正により、ペルー国籍を持つ親（両親の一方）の子としてペルー国外で生まれた子が、成人後であっても登録を行うことにより「出生によるペルー人」とみなされることになった（憲法第52条³⁰）。改正前は、子の成人前に両親が登録することによりペルー国籍を得ることができたが、その登録期限を撤廃した形である。

帰化の要件は、2年以上ペルーに法律上の住所を持ち、就業者で犯罪歴のないこと等である。移民当局への申請を行い、大統領による決定を経て帰化が認められる。ペルー人との婚姻により同国に2年以上居住した者も希望すればペルー国籍の取得ができ、帰化した場合は死別離婚によってもペルー国籍を喪失しない。

憲法第53条及び国籍法第7条では、ペルーの当局に対し国籍の放棄を表明する場合を除き、ペルー国籍は失われずとしている。また国籍法第8条では、憲法第52条で「出生によるペルー人」とされる者（ペルー国内で出生した者、及びペルー国籍を持つ親（両親の一方）の子としてペルー国外で生まれた子で、しかるべく登録を行った者）で、ペルー国籍をあえて放棄した者は、ペルー国内に1年以上続けて居住するなど一定の要件を満たしていれば国籍を回復する権利を有している。

・国籍証明書としての身分登録証 DNI・記載事項証明書

国民全員が身分登録証（DNI）を所持するので、身分登録証によりペルー国籍を証明できる。また、身分登録所（RENIEC）で、DNIの内容が記載された証明書の申請ができる。

²⁵ www4.congreso.gob.pe/ntley/Imagenes/Constitu/Cons1993.pdf

²⁶ 国籍法 <https://busquedas.elperuano.pe/download/url/opinan-favorablemente-para-que-mibanco-banco-de-la-microempr-resolucion-no-921-2016-1349430-1>

²⁷ https://www.migraciones.gob.pe/documentos/normalegal_12.pdf

²⁸ 身分証明及び民事上の身分に関する国家登録構成法 <https://busquedas.elperuano.pe/download/url/opinan-favorablemente-para-que-mibanco-banco-de-la-microempr-resolucion-no-921-2016-1349430-1>

身分証明及び民事上の身分に関する国家登録規則 <https://www.miraflores.gob.pe/Gestorw3b/files/pdf/5192-1345-135-81-reglamentoreniec.pdf>

²⁹ <ペルー法務人権省>法情報検索システム（Sistema Peruano De Informaci.pe/documentos）<CONSTITUCION POLITICA, LEYES ORGANICAS Y CODIGOS>CODIGO CIVIL からアクセス

委任立法令第295号民法典（CODIGO CIVIL, DECRETO LEGISLATIVO N° 295）

http://spijlibre.minjus.gob.pe/normativa_libre/main.asp

³⁰ 法律第30738号（2018年3月13日）による憲法の改正

身分登録に関しては、キ. にて後述する。

(根拠法条)

憲法 (1993 年 12 月 29 日公布、1993 年 12 月 31 日施行)

第 52 条 (国籍)

ペルー共和国の領土内で生まれた者は、出生によるペルー人である。また、ペルー人の父親又は母親の子として外国で生まれた者で、法に従い該当の登録に登録された者も、出生によるペルー人である。

また、帰化又は選択により国籍を取得した者も、ペルー国内に居住地を持つ限りにおいてペルー人である。

第 53 条 (国籍の取得と放棄)

国籍を取得又は回復する方法は、法によりこれを定める。

ペルーの当局に対し国籍を放棄する旨を表明しない限りは、ペルー国籍は失われない。

ペルー国籍法(1996 年 1 月 3 日公布 法律第 26574 号)

第 2 条

以下の者は、出生によるペルー人である。

1. ペルー共和国の領土内で生まれた者。
 2. ペルー国内に住む未成年者で、両親が不明で遺棄された状態にある者。
 3. 出生によるペルー人を父親又は母親として外国で生まれた者で、未成年のうちにペルー領事事務所の身分登録の出生の項に登録された者。
- 上記 3 で与えられる権利は子孫の三代目までのみに認められる。

(なお、ペルー法務人権省法情報検索システムで検索した国籍法では、2018 年の憲法第 52 条の改正により、ペルー人の親を持ち外国で生まれた者を出生によるペルー人と認める上で年齢的な制限が外されたため、国籍法第 2 条 3 第一段落が暗黙理に改正されたと解釈できるとの注が添えられている。)

第 3 条

以下の者は、帰化によるペルー人である。

1. ペルー人となる意志を表明する外国人で、以下の要件を満たしている者。
 - a) ペルー共和国の領土内に少なくとも 2 年続けて合法的に居住する。
 - b) ある職業又は企業活動を恒常的に行っている。
 - c) 犯罪歴がなく、素行が良好で精神的に健全である。
2. ペルー共和国の領土内に居住する外国人で、ペルーのために傑出した奉仕を行ったことにより、執行権の提案に基づき国会が立法決議でこの名誉を与える者。
3. 外国出身の有能なスポール選手でペルー共和国の領土内に居住し、ペルー人となって公式競技でペルーを代表する意志を表明する者。このような場合は、ペルースポーツ庁の提案を受けて執行権が最高決議を通じて国籍を与えることができる。

第 4 条

以下の者は、ペルー国籍を取得するための選択権を行使することができる。

1. 外国人の親を持ちペルー共和国領土の外で生まれた者で、ペルー国内に 5 歳の時から居住し、ペルーの法令により成年に達した時にペルー人となる意志を権限ある当局に表明する者。
 2. ペルー人と婚姻している外国人で、その状態でペルー共和国領土内に少なくとも 2 年間居住し、権限ある当局に対してペルー人となる意志を表明する者。
- 婚姻により帰化した配偶者は、離婚又は配偶者の死亡によりペルー国籍を喪失しない。
3. ペルー人を父親又は母親として外国で生まれた者で、成年に達してから権限ある当局に対しペルー人となる意志を表明する者。

第8条

出生によるペルー人がペルー国籍を放棄した場合は、以下の要件を満たしていれば国籍を回復する権利を有する。

1. ペルー共和国領土内に少なくとも1年間継続して居住地を定める。
2. ペルー国籍を回復する意志を明示的に申告する。
3. 職業又は企業活動に通常従事する、若しくは近くこれらの活動を行うことを証明する。
4. 素行が良好で精神的に健全である。

この権利の行使を助けるため、権限ある当局は当人の明示的な申請を受けて上記1～3の要件が満たされているか評価を行う。

第9条

出生によるペルー人で他国の国籍を取得する者は、権限ある当局に対してペルー国籍の放棄を表明しない限りはペルー国籍を失わない。

(1) 身分関係法制及び証明書について

【様式 No.4】身分証明書 (DNI) 現物見本³¹

³¹ RENIEC <https://www.reniec.gob.pe/portal/registroCivil.htm>

第2章 ペルー共和国における法制度と身分関係法の概要

(1) 身分関係法制及び証明書について

カ．国籍法制（国籍証明書を含む。）について

DNI（和訳）

表面

ペルー共和国		国家身分登録局 全国身分登録証		登録証番号	
登録証番号	所持人顔写真	父方姓 母方姓 第1名前・第2名前	初めての登録証申請年月日 現登録証の発行年月日 現登録証の有効期限		
		生年月日・出生地コード 性別・婚姻関係	所持人署名		所持人 顔写真
登録証番号 管理番号 父方姓・第1名前・第2名前					

裏面

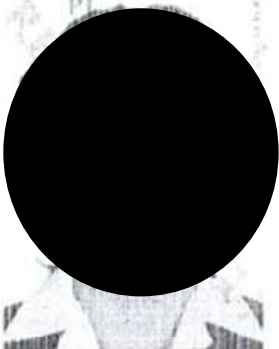
投票済シール貼付欄	投票済シール貼付欄	投票済シール貼付欄	投票済シール貼付欄	所持人 右人差し指 指紋	右人差し指 指紋
投票済シール貼付欄	投票済シール貼付欄	投票済シール貼付欄	投票済シール貼付欄		
県名 郡名 区名 現住所				発行管理官 氏名および署名	バーコード
特記事項 臓器提供意思の有無		選挙グループ番号	管理番号		
(電算処理用欄)					

【様式 No.5】DNI の内容が記載された証明書

- （本人・家族、あるいは法律家など RENIEC にその権利を登録されている者のみ開示請求できる）

 PODER JUDICIAL República del Perú		 Búsqueda de Personas - Reniec V.1.0.0.0	
DATOS DE LA PERSONA			
DNI: 15795060			
Apellido Paterno	CASTAÑEDA		
Apellido Materno	CASTRO		
Apellido de Casada:			
Nombres:	CENIA CASILDA		
Sexo:	FEMENINO		
Estado Civil:	SOLTERO		
Estatura:	1.57 m		
Departamento Domicilio:	LAMBAYEQUE		
Provincia Domicilio:	CHICLAYO		
Distrito Domicilio:	LAGUNAS		
Localidad Domicilio:			
Urbanización Domicilio:			
Dirección Domicilio:	JR.NUEVE DE DICIEMBRE 643	Nº	
Block o Chalet del Domicilio:		Dpto./Piso:	
Etapas:		Manzana:	
Grado Instrucción:	SECUNDARIA COMPLETA		
Tipo Doc. Sustento:	LIBRETA MILITAR		
Documento de sustento:	102074789		
Departamento de Nacimiento:	LAMBAYEQUE		
Provincia de Nacimiento:	CHICLAYO		
Distrito de Nacimiento:	CHICLAYO		
Localidad de Nacimiento:			
Fecha de Nacimiento:	03/05/1978		
Datos del Padre:	DAVID	NO DETERMINADO	
Datos de la Madre:	GABRIELA	NO DETERMINADO	
Fecha de Inscripción:	04/08/1997		
Fecha de Expedición:	07/01/2017		
Fecha de Fallecimiento:			
Constancia de Votación:			
Restricciones:	NINGUNA		
Caducidad:	24/11/2017		

FOTO



FIRMA

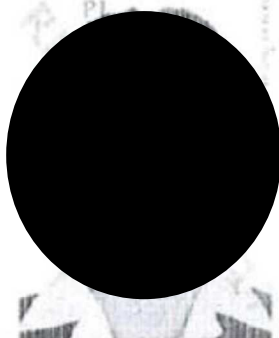


第2章 ペルー共和国における法制度と身分関係法の概要

(1) 身分関係法制及び証明書について

カ. 国籍法制（国籍証明書を含む。）について

DNI の内容が記載された証明書（和訳）

 PODER JUDICIAL 法務省 República del Perú		国家身分登録局 Búsqueda de Personas - Reniec V.1.0.0.0 人物データ検索		
DATOS DE LA PERSONA		人物データ		
全国身分登録証番号 :	16795060	写真 		
父方姓 :	CASTAÑEDA			
母方姓 :	CASTRO			
婚姻後の姓 :				
第1名前・第2名前 :	CEALA CASILDA			
性別 :	FEMENINO			
婚姻関係 :	SOLTERO			
身長 :	1.57 m			
現住所のある県 :	LANBAYEQUE			
現住所のある郡 :	CHICLAYO			
現住所のある区 :	LAGUNAS			
現住所の地区 :				
現住所のある居住区域 :				
現住所(通りの名称と番地) :	JR.NUEVE DE DICIEMBRE 643			
(集合住宅の場合)住居番号 :	Dpto./Piso:			Int.:
番地以外の居住区名 :	Manzana:	Lote:		
学歴 :	SECUNDARIA COMPLETA	署名 		
学歴を証明する身分証明書の種類 :	LIBRETA MILITAR			
学歴を証明する身分証明書の番号 :	1020774789			
出生地の県名 :	LANBAYEQUE			
出生地の郡名 :	CHICLAYO			
出生地の区名 :	CHICLAYO			
出生地のある地区 :				
生年月日 :	03/05/1978			
父の氏名 :	DAVID			NO DETERMINADO
母の氏名 :	GABRIELA			NO DETERMINADO
身分証明書申請年月日 :	04/08/1997			
現在有効な身分証明書の発行日 :	07/01/2017			
死亡年月日 :				
投票実績・罰金 :				
制限事項 :	NINGUNA			
現在有効な身分証明書の有効期限 :	24/11/2017			

キ. 身分登録法制（証明制度を含む）について

・関連行政機関

RENIEC、警察、病院

・関連法令

身分証明及び身分上の身分に関する国家登録構成法³²、
身分証明及び身分上の身分に関する国家登録構成法規則を可決する最高政令 N°
015-98-PCM³³

・身分登録制度

身分登録は、以前は地域の区役所で行われていた時代もあったが、現在は RENIEC 登録所で行われる。氏名、性別、出生日、出生地、婚姻状況の更新等が登録されており、DNI 及び証明書は RENIEC で発行される（前項国籍法制参照）。DNI には前出の項目の他に、臓器提供の有無、現住所、選挙時の投票記録等の記載欄もある。必ずしも全員が現住所を登録しているわけではないが、選挙時には、DNI 上の現住所管轄での投票所を指定される。DNI 見本については、(2) カ. 国籍法制に挙げた。

<電子 DNI (DNI electrónico、以下 DNIE)>

DNIE は、申請した者が所持する権利がある。デジタル ID を取得できるため、電子投票や法的価値のある公式記録の認証済み証明書の申請・取得など、インターネットを介してすべてのデジタルサービスにアクセスできるという機能を持つ。しかし、DNIE の申請プロセスは改良版を準備中との理由で、2019 年 5 月 20 日に停止され、2020 年 2 月現在も停止中である。

<オンライン DNI (DNI en Linea)>

DNI 及び DNIE を所有している国民は、オンラインで再発行の手続きをとることができる。ただし、17 歳以上の青色 DNI（16 歳以下の未成年者用は黄色 DNI）³⁴所持者に限る。

（根拠法条）

身分証明及び民事上の身分に関する国家登録構成法(1995 年 7 月 12 日公布、第 26497 号)

第5編 身分登録証 (DNI)

第27条

身分登録証 (DNI) の使用はすべての国民に義務付けられる。その使用は本法律、登録に関する施行規則及びその他の補足的な法令の定めるところに従うものとする。

³² <https://busquedas.elperuano.pe/download/url/opinan-favorablemente-para-que-mibanco-banco-de-la-microempr-resolucion-no-921-2016-1349430-1>

³³ <https://www.miraflores.gob.pe/Gestorw3b/files/pdf/5192-1345-135-81-reglamentoreniec.pdf>

³⁴ 18 歳から青年であるが、17 歳で黄色から成年用青色 DNI に変更しなければならない。

第29条

身分登録証（DNI）が法的効力を持つためには、その人物が投票を義務付けられていた最近の選挙で投票したこと、若しくは投票を免除されたことが記載されていなければならない。いずれにせよ、身分登録証（DNI）による人物の法定の効力は失われない。

第31条

身分登録証（DNI）は、ペルー共和国の国内外で生まれたすべてのペルー人に出生した日から与えられ、また、ペルーに帰化した者には、帰化の手続が承認された日から与えられる。発行される身分登録証には、身分証明単一コードが当てられ、これは人を特定する唯一のデータとして、当人の死亡まで変わることなく維持される。

第32条

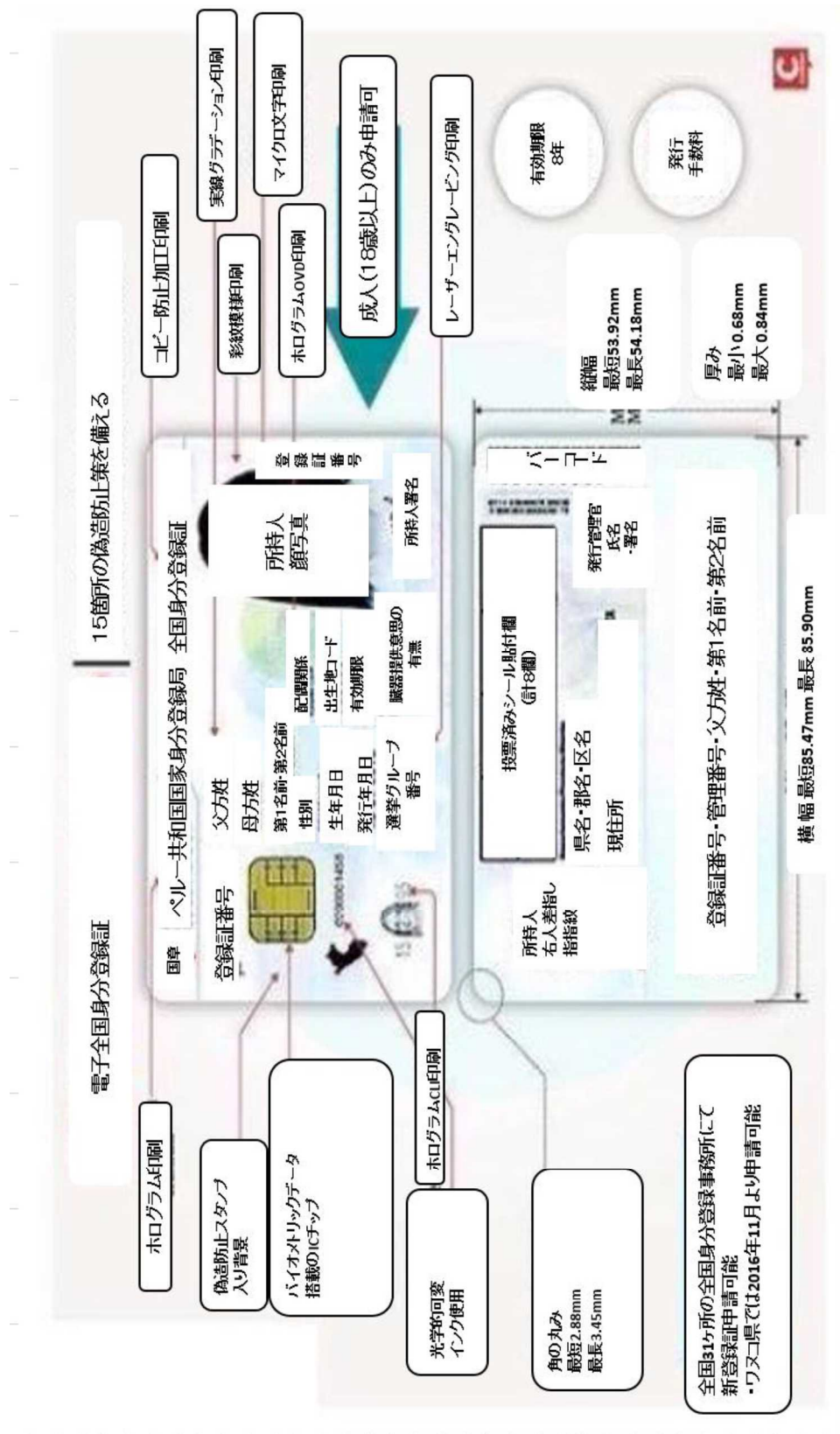
身分登録証（DNI）には、少なくとも本人の写真（正面を向いた無帽のもの）、本人の右手人差し指の指紋（右手人差し指がない場合は左手人差し指）、その他以下の情報が含まれていなければならない。

- a) 身分証明書の名称又は D.N.I.
- b) 本人に割り当てられた身分証明単一コード
- c) 本人の氏名
- d) 本人の性
- e) 本人の出生地と生年月日
- f) 本人の民事上の身分
- g) 本人の署名
- h) 権限を与えられた公務員の署名
- i) 身分証明書の発行期日
- j) 身分証明書の有効期限期日
- k) 本人が死後に臓器又は組織を、移植の目的で提供する又はしない旨の宣言
- l) 恒常的な障害があることの任意の宣言
- m) 本人が通常居住している所の住所

【様式 No.6】電子 DNI (DNIe) (見本)



・ DNIe 見本（和訳）



キ. 身分登録法制（証明制度を含む）について

ACTA DE DEFUNCIÓN

[illegible]

死亡証明書（和訳）

国家身分登録局

ペルー共和国
国家身分登録局
死亡証明書原本

国章

バーコード(証書番号)

登録年月日	登録県名	登録県名コード	登録郡名	登録郡名コード
登録地名		登録地名コード	登録区名	登録区名コード
死亡者のデータ				
父方姓			母方姓	
名(第1名前・第2名前)			年齢・国籍コード・出生地名・出生地コード・全国身分登録証番号	
死亡時間	死亡年月日(数字表記)		死亡年月日(文字表記)	
死亡場所コード(病院・自宅・クリニック・他)			死亡場所住所	
登録申請人1のデータ				
父方姓			母方姓	
名(第1名前・第2名前)	年齢		国籍コード・出生地名・出生地コード・全国身分登録証番号	
住所				
登録申請人2のデータ				
父方姓			母方姓	
名(第1名前・第2名前)	年齢		国籍コード・出生地名・出生地コード・全国身分登録証番号	
住所				
登録官のデータ			全国身分登録証番号	
氏名				
特記事項				

拇印

申請人1の署名

拇印

申請人2の署名

登録官の役職印と署名

ク. 国際私法について

・関連行政機関

裁判所

・関連法令

民法

民法本編の第 X 巻 国際私法 2046 条以降 2112 条まで。なお、第 2048 条では「裁判官は、国際私法に関するペルーの法令により権限ある国家とされる国の国内法のみを適用する」としており、これにより反致(*reenvío*)はないとされる。

・その他国際私法の整備に関する状況³⁵

国際私法は民法本編 第 X 巻 国際私法に記載されている。

第I編(第 2046 条以下)総則、第 II 編(第 2057 条以下)に国際裁判管轄に関する規定、第 III 編(第 2068 条以下)に準拠法に関する規定、第 IV 編(第 2102 条以下)に外国判決及び外国仲裁判断の承認及び執行に関する規定が記載されている。

- ・ 第 III 編(第 2068 条以下)準拠法に関する規定の中で、婚姻(第 2075 条～第 2082 条)及び親子関係(第 2081 条～第 2087 条)に関し、配偶者、親、子、養親又は養子の住所の法令、あるいは婚姻が行われた場所の法令が、それぞれいずれの場合に適用されるかを規定している。住所の決定に関しては、民法第 33 条以下で規定されている。(民法__による)
- ・ 一部改定が行われている。1996 年 1 月 5 日第 2111 条改定。2008 年 9 月 1 日第 2058 条改定、2008 年 9 月 1 日第 2064 条削除。

(根拠法条)

民法(1984 年 7 月 24 日交付(同年 11 月 14 日施行))

第 10 編 国際私法

第 1 節 総則

第 2048 条 (ペルーの裁判官の権限)

裁判官は、国際私法に関するペルーの法令により権限ある国家とされる国の国内法のみを適用する。

³⁵ <ペルー法務人権省>法情報検索システム (Sistema Peruano De Información Jurídica)

>CONSTITUCION POLITICA, LEYES ORGANICAS Y CODIGOS>CODIGO CIVIL からアクセス

委任立法令第 295 号民法典 (CODIGO CIVIL, DECRETO LEGISLATIVO N° 295)

http://spijlibre.minjus.gob.pe/normativa_libre/main.asp

(根拠法条)

民法（1984年7月24日交付（同年11月14日施行））

第10編 国際私法

第3節 準拠法

第2075条（婚姻能力及び婚姻の基本的要件）

婚姻能力及び婚姻の基本的要件は、婚姻する者のそれぞれにつき、居住する場所の法令に従うものとする。

第2076条（婚姻の形式）

婚姻の形式は、婚姻が行われる場所の法令に従うものとする。

第2077条（配偶者の権利と義務）

配偶者間の関係に関するすべてにおける配偶者の権利と義務は、夫婦の住所の法令に従うものとする。配偶者が異なる住所を持つ場合は、共有した最後の住所の法令を適用する。

第2078条（夫婦の財産制度）

夫婦の財産制度及び財に関わる配偶者間の関係は、夫婦の最初の住所の法令に従うものとする。住所の変更により、変更の前若しくは後で取得した財に関わる配偶者間の関係を規定する法令が変わることはない。

第2079条（婚姻の無効性）

婚姻の無効性は、無効化の原因となった条件違反を定める法令に従うものとする。
婚姻の無効性の原因としての同意の瑕疵は、婚姻が行われた場所の法令に従うものとする。

第2080条（婚姻の無効性に伴う効果）

婚姻の無効性に伴う効果については夫婦の住所の法令に従うものとするが、配偶者の財産については夫婦の財産制度の法令に従うものとする。

第2081条（離婚及び別居）

離婚及び別居の権利については、夫婦の住所の法令に従うものとする。

第2082条（離婚及び別居の原因と効果）

離婚及び別居の原因については、夫婦の住所の法令に従うものとする。しかしながら、その原因が発生した時に夫婦が所有していた住所を入手するよりも以前に発生した原因には訴えることができない。

離婚及び別居に伴う民事上の結果についても同じ法令が適用されるが、配偶者の財産については夫婦の財産制度の法令に従うものとする。

第2083条（婚姻内の親子関係）

婚姻内の親子関係は、婚姻が行われた場所の法令又は子の出生時の夫婦の住所の法令のうち、嫡出児にとってより有利な法令により規定されるものとする。

第2084条（婚外子）

婚外子の決定、それに伴う効果及び反論は、両方の親と子の共同の住所の法令に従うものとするが、この住所がない場合は、子の親としての位置を占めている者の住所の法令に従うものとする。

どちらの親も子の親としての位置を占めていない場合は、子の住所の法令を適用する。

第2085条（子の認知） 子の認知は、子の住所の法令に従うものとする。

第2086条（嫡出化）

後の婚姻により子を嫡出児とすることは、婚姻が行われた場所の法令に従って行われる。しかしながら、子の住所の法令により子の同意が求められる場合は、この法令も適用されなければならない。

国の宣言又は裁判所宣言により嫡出児とする能力は、嫡出化する者の住所の法令に従う。また、国又は裁判所により嫡出化される能力については、子の住所の法令に従うものとする。嫡出化には両方の法令で要求される条件がそろっていなければならない。

嫡出化への異議申立ての行為は、子の住所の法令に従うものとする。

第2087条（養子縁組）

養子縁組は以下の法令に従うものとする。

1. 養子縁組を可能とするためには、養親となる者と養子となる者のそれぞれの住所の法令で養子縁組が認められていなければならない。

2. 養親の住所の法令は以下を規定する。

- a. 養親となる能力
- b. 養親の年齢と民事上の身分
- c. 養親の配偶者の同意
- d. その他、養子縁組のために養親が満たさなければならない条件

3. 養子の住所の法令は以下を規定する。

- a. 養子となる能力
- b. 養子の年齢と民事上の身分
- c. 未成年者の親又は法定代理人の同意
- d. 養子の血族との親族関係の断絶
- e. 未成年者の出国の許可

(2) 法令の有効性について³⁶

ア. ペルー憲法³⁷ (1993年12月29日公布、1993年12月31日施行)

1821年独立後、1823年、1826年、1828年、1834年、1839年、1856年、1860年、1867年、1920年、1933年憲法、1979年憲法、1993年憲法が存在するが、新たな憲法の施行で旧憲法は失効し、1993年憲法が現行法である。

1993年憲法には、表記上の変更あるいは、現代社会の日々の生活において当然であることなど、憲法自体には大きな影響のない軽微な改正点がその後7点ほど見られる。

イ. ペルー民法³⁸ (1984年7月24日公布、1984年11月14日施行)

1852年公布、1936年改正公布の後、1984年委任立法令第295号(Decreto Legislativo N°295)が交付。1984年民法が現行法である。施行後も頻繁に改正が行われている。

ウ. ペルー民事訴訟法³⁹ (1993年8月2日委任立法令第768号)

フジモリ大統領が1992年に憲法を一時停止、また議会を閉鎖したため、通常とは異なる以下のような手順が採られた。1992年3月4日付けの委任立法令第768号(Decreto Legislativo N°768)により民事訴訟法が公布されるが、同年12月10日付け政令(Decreto Ley N°25940)でその一部が改正され、また法務省令により改正民事訴訟法全文を公布するよう指示、これを受けて「TEXTO UNICO ORDENADO DEL CODIGO PROCESAL CIVIL, RESOLUCION MINISTERIAL」(仮訳：単一民事訴訟法典、法務省令第010-93-JUS号)が、1993年1月8日公布、1993年4月22日発効された。それを以てペルー民事訴訟法は、「Codigo Procesal Civil」として、1993年8月2日に施行された。現行法。

³⁶ <ペルー法務人権省>法情報検索システム (Sistema Peruano De Información Jurídica)
>CONSTITUCION POLITICA, LEYES ORGANICAS Y CODIGOS >CODIGO CIVIL からアクセス
委任立法令第295号民法典 (CODIGO CIVIL, DECRETO LEGISLATIVO N° 295)

³⁷ <ペルー法務人権省>法情報検索システム (Sistema Peruano De Información Jurídica)
>CONSTITUCION POLITICA, LEYES ORGANICAS Y CODIGOS >CONSTITUCION POLITICA DEL PERU からアクセス
http://spijlibre.minjus.gob.pe/normativa_libre/main.asp

³⁸ <ペルー法務人権省>法情報検索システム (Sistema Peruano De Información Jurídica)
>CONSTITUCION POLITICA, LEYES ORGANICAS Y CODIGOS >CODIGO CIVIL からアクセス
http://spijlibre.minjus.gob.pe/normativa_libre/main.asp

³⁹ <ペルー法務人権省>法情報検索システム (Sistema Peruano De Información Jurídica)
>CONSTITUCION POLITICA, LEYES ORGANICAS Y CODIGOS >TEXTO DEL CODIGO PROCESAL からアクセス

エ. 身分証明及び民事上の身分に関する国家登録構成法⁴⁰ (1995年7月12日公布、第26497号)

現行法である。

オ. 身分証明及び民事上の身分に関する国家登録規則⁴¹

最高政令第015-98-PCM号により、Reglamento de Inscripciones del Registro Nacional de Identificaci I y Estado Civilとして、1998年4月23日に公布された。現行法である。

カ. ペルー国籍法⁴² (1996年1月3日公布、法律第26574号)

現行法。現行法の国籍法規則RE004-97-IN⁴³ 1997年5月23日に施行された。

これにより、以前の「Reglamento de la ley de Nacionalidad 402-RE-40 (ペルー帰化法) (1940年6月13日法律第9148号) は、失効した。外国で出生したペルー人の子及びペルー人と婚姻した外国人女の登録に関する大統領令 (1940年7月31日)、ペルー国籍の回復に関する大統領令 (1942年1月23日)、外国人を親権者としてペルーで生まれ、親権者の属する国のペルー在外公館に登録された者に関する大統領令 (1942年7月11日) も同様に失効した。

⁴⁰ <ペルー法務人権省>法情報検索システム (Sistema Peruano De Información Jurídica) >NORMAS CON RANGO LEGAL>LEYES、 RESOLUCIONES LEGISLATIVAS Y DECRETOS LEYES からアクセス
http://spijlibre.minjus.gob.pe/normativa_libre/main.asp

⁴¹ <https://www.miraflores.gob.pe/Gestorw3b/files/pdf/5192-1345-135-81-reglamentoreniec.pdf>

⁴² <ペルー法務人権省>法情報検索システム (Sistema Peruano De Información Jurídica) >NORMAS CON RANGO LEGAL>LEYES, RESOLUCIONES LEGISLATIVAS Y DECRETOS LEYES からアクセス
http://spijlibre.minjus.gob.pe/normativa_libre/main.asp

⁴³ ペルー憲法 <http://www4.congreso.gob.pe/historico/quipu/constitu/constitu.htm>

【参考資料】

・文献

- ・ 一般財団法人民事法務協会 ペルー共和国家族法制度の調査研究報告書（法務省受託調査） 平成13年3月
- ・ 全訂新版涉外戸籍のための各国法律と要件VI 2017年11月（日本加除出版）
- ・ 笠原俊宏、徐瑞静「ペルー共和国民法典中の人事・家事・涉外規定の邦訳（1）～（12）」戸籍時報 2013/2～2014/8

・ウェブサイト

- ・ ペルー法務人権省 法情報検索システム (Sistema Peruano de Información Jurídica)
<https://spijweb.minjus.gob.pe/>
- ・ ペルー政府 女性社会的弱者省 (Ministerio de la Mujer y Poblaciones Vulnerables (MIMP), Estado Peruano)
<https://www.gob.pe/mimp>
- ・ 身分登録庁 (Registro Nacional de Identificación y Estado Civil : RENIEC)
<https://www.reniec.gob.pe/portal/registroCivil.htm>
- ・ ペルー議会 ペルー共和国憲法 (Las Constituciones Políticas del Perú)
<http://www4.congreso.gob.pe/>
- ・ 日本貿易振興機構 (ジェトロ)
https://www.jetro.go.jp/world/cs_america/pe/
- ・ 日本国外務省 ペルー基礎データ
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/peru/data.html#section1>
- ・ 在ペルー日本国大使館 ペルー概要 平成31年3月
<https://www.pe.emb-japan.go.jp/files/000426487.pdf>
- ・ 参議院 第6回参議院政府開発援助 (ODA) 調査派遣報告書 H22.2 (2010/2) 第4章 ペルー
http://www.sangiin.go.jp/japanese/kokusai_kankei/oda_chousa/h21/h21oda-houkoku.html
- ・ 商事法務ポータル ペルーにおける紛争解決手段 2016/7/4
<https://www.shojihomu-portal.jp/article?articleId=1603555>
- ・ 遅野井茂雄「現代ペルーとフジモリ政権」(第6章 P158-162、164、169-) 1995/3 アジア経済研究所
<https://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Books/Mirume/091.html?media=pc>

・法律相談

LUIS MIGUEL ORIHUELA ARCELLES 氏 (民事専門弁護士)
Registro del Colegio de Abogados 55854

JORGE ALDO PORTOCARRERO CARHUAMACA 氏 (民事専門弁護士)
Registro del Colegio de Abogados 38060

令和元年度 法務省調査研究請負
「ペルー共和国における身分関係法制調査研究」
報告書

令和元年2月7日
©法務省 民事局民事第一課
調査委託：ワールドインテリジェンスパートナーズジャパン株式会社
(略称：WIP ジャパン株式会社)
多言語クリエイティンググループ 海外制度・政策調査チーム
チーフアナリスト 坂井岳志
〒102-0093 東京都千代田区平河町 1-6-8 平河町貝坂ビル 電話：03-3230-8070
www.wipgroup.com